３．諸外国における国内措置の整備状況

名古屋議定書締結国における国内措置の整備状況

令和6年5月26日現在

・議定書を締結している140ヶ国（締約国140ヶ国）・EU中、69ヶ国・EU（赤字）※で国内措置を整備済。
※国際的なデータベース **(ABSCH)** に措置掲載済みの国。
ただし、フィリピン等、措置未掲載だが提供国措置整備済みの国もあり。オーストラリア等未締結だが措置のある国も。
・提供国措置を講じているのは、主に途上国。
・利用国措置を講じているのは、主に先進国。

【アジア】（締約国：32ヶ国、ABSCHに措置掲載済み：7ヶ国）
ヨルダン、ラオス、インド、シリア、モンゴル、タジキスタン、インドネシア、ブータン、ミャンマー、ベトナム、アラブ首長国連邦、カンボジア、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、韓国、日本、クウェート、レバノン、アフガニスタン、マレーシア、ネパール、モルディブ、北朝鮮、オマーン、サウジアラビア、トルクメニスタン、バーレーン、バングラデシュ
【欧州】（締約国：30ヶ国＋EU、ABSCHに措置掲載済み：27ヶ国＋EU）
アルバニア、ノルウェー、ハンガリー、デンマーク、 スペイン、ベラルーシ、スイス、クロアチア、スロバキア、イギリス、ドイツ、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、モルドバ、フランス、スウェーデン、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、オーストリア、セルビア、エストニア、ルーマニア、ギリシャ、モンテネグロ、ウクライナ、EU、アイルランド
【中南米】（締約国：19ヶ国、ABSCHに措置掲載済み：10ヶ国）
メキシコ、パナマ、ホンジュラス、ガイアナ、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ共和国、キューバ、ボリビア、アンチグア・バーブーダ、アルゼンチン、エクアドル、セントクリストファー・ネイビス、ベネズエラ、ニカラグア、ブラジル、バハマ、セントルシア
【アフリカ】（締約国：49ヶ国、ABSCHに措置掲載済み：22ヶ国）
ガボン、ルワンダ、セーシェル、エチオピア、モーリシャス、南アフリカ、ボツワナ、コートジボワール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、モザンビーク、スーダン、マラウイ、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ、セネガル、ザンビア、マリ、エスワティニ、シエラレオネ、カメルーン、サントメ・プリンシペ、アンゴラ、ジンバブエ、チャド、タンザニア、中央アフリカ共和国、エリトリア、ガーナ、チュニジア、モロッコ、ナイジェリア、赤道ギニア
【その他 （北米、オセアニア等）】（締約国：10ヶ国、ABSCHに措置掲載済み：なし）
フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、パラオ、ツバル、トンガ、ソロモン諸島、キリバス

提供国措置、利用国措置の例

国名	利用国措置		提供国措置		
	対象者	義務内容	対象者	義務内容	利益配分の規定
EU（※）	遺伝資源の利用者	①**提供国法令を遵守する相当な注意義務** ②PIC・MATに関連する情報の**入手・保存・後続利用者への情報伝達** ③研究資金入手・**製品の最終開発段階で国際遵守証明書等を国へ提出**（違反は罰則あり） ④取得・利用の**合法性が不確実な場合、再度PIC・MATを得るか、利用を中止**	なし （先進国ではフランス・スペインが施行） ※締結済みEU加盟国　：　ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、オーストリア、エストニア、ルーマニア、ギリシャ、アイルランド （EU離脱の英国もEU規則に準じた利用国措置を同国内で施行）		
スイス	遺伝資源の利用者	①②はEUに同じ。 〇製品の認可前に、相当な注意義務の遵守の旨を国に提出（違反の場合認可されない）	なし 〇遺伝資源利用のモニタリング等を目的に、利用者は、「販売承認の申請時」か「製品の商業化時」より前に、取得情報を国へ届出。非商業的研究は任意。		
インド	なし		研究・商業利用等目的の遺伝資源利用をする者	〇遺伝資源利用の際、国又は州に申請。	〇国に利益配分を協議し、年間総販売出荷額の0.1～0.5%を国に寄託。 〇国は地域・配分を主張する者・州・国に利益配分。
南アフリカ	なし ※バイオプロスペクティング：商業的・工業的利用のための在来生物資源の研究・開発・応用 ※バイオトレード：商業利用のための在来生物資源の抽出品等の売買		①バイオプロスペクティング、②バイオトレードを行う者	〇①②を行う際、PIC・MTA、利益配分協定を含む関連文書を提出。 〇国外機関は南ア国民等との共同申請。	〇申請者は基金に利益の一部を寄託。 〇基金により、利害関係者へ利益を配分。
ブラジル（2021.6.2.から締約国）	なし ※CGen：行政機関・民間団体から構成される遺伝遺産管理審議会		最終製品の利用者	〇CGenへの登録制。 〇商業的利用はCgenへ通知、MATを提出。 〇国外機関は国内機関との共同申請。	〇金銭的利益配分の場合、年間純利益の１%を基金に寄託等。

EU加盟国

27ヶ国中21ヶ国（ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、オーストリア、エストニア、ルーマニア、ギリシャ、アイルランド）が締結済み。

※EU離脱の英国もEU規則に準じた利用国措置を同国内で施行

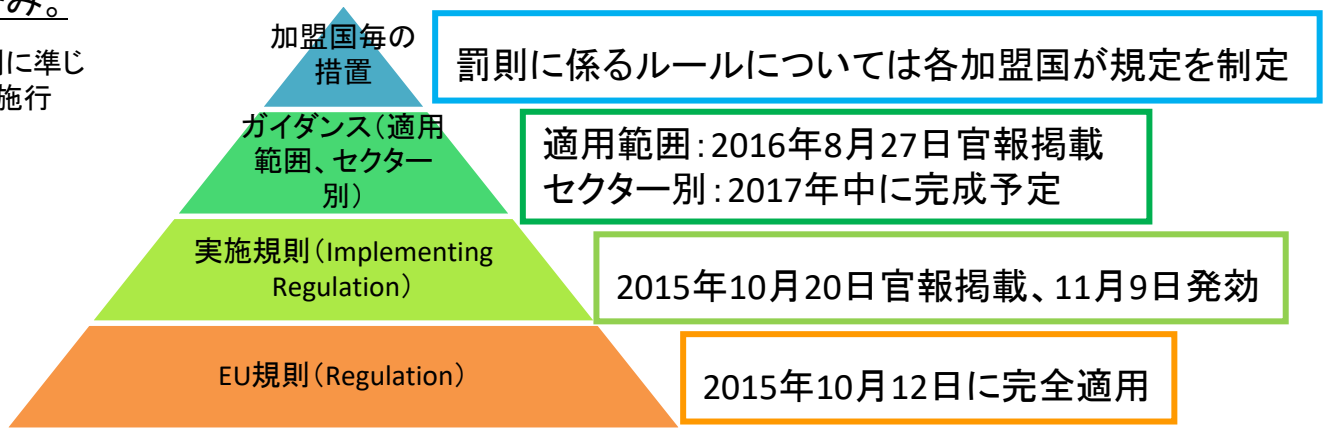

ドイツ

平成27年4月29日に連邦内閣が2つの法案（①議定書締結のための法案、②EU規則実施のための法案）を承認、下院・上院の審議を経て11月25日付で両法律が①12月1日、②12月2日に官報掲載。罰金（最高5万ユーロ≒700万円だが、実質の上限なし）、没収。締結法は官報掲載をもって施行。施行法は平成28年7月1日に施行。

フランス

平成28年8月18日に生物多様性、自然及び景観のレコンキスタ法が官報掲載（同時に施行）。提供国措置あり。禁固/懲役1年、罰金（最高100万ユーロ≒1億4000万円）。

オランダ

平成27年11月3日に名古屋議定書実施法が官報掲載（施行は勅令で決定）。利用禁止・返還・回収等。

ブルガリア

平成27年12月22日に名古屋議定書実施のための生物多様性法の修正等を含んだ法律が施行。平成28年6月28日に名古屋議定書締結法が官報掲載。提供国措置あり。罰金（法人最高2万レヴァ≒144万円）

フィンランド

平成28年5月30日に名古屋議定書実施法が官報掲載（施行は政令で決定）。罰金、利用停止。

スウェーデン

平成28年8月18日に遺伝資源及び伝統的知識等の利用規則が官報掲載（10月1日に施行）。禁固/懲役、罰金。

スペイン

平成27年12月13日に名古屋議定書実施のための修正を含む生物多様性法改正法が公布。提供国措置あり。罰金（最大2百万ユーロ≒2億8000万円）。

EU法令詳細 ※英国もEU法令に準じ同様の法規制を国内施行

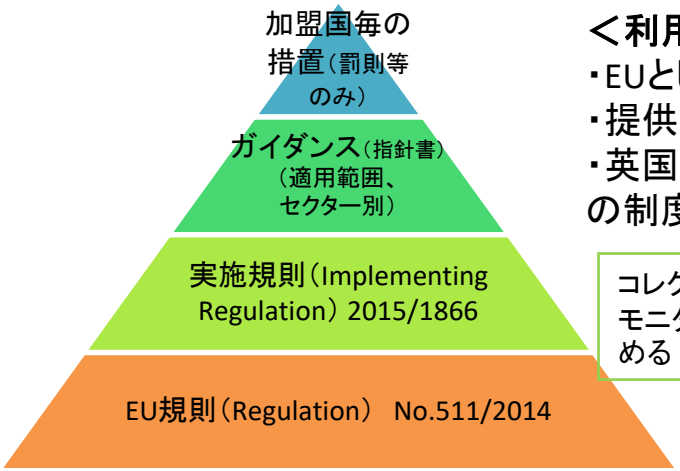

コレクション登録簿、利用者の遵守モニタリング、優良事例について定める

利用者に対し相当な注意 (Due Diligence) 義務を課す

＜利用国措置・提供国措置＞

・EUとしてはEU規則により利用国措置のみを定める
・提供国措置は加盟各国毎に判断（フランス・スペインは提供国措置あり）
・英国も自国でEU規則に準じ同様の法規制を施行（コレクション登録簿、最良の実例認定の制度は英国として実施）

◆適用範囲

・名古屋議定書締約国でアクセスされた遺伝資源
・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる
・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR)、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組 (PIPF) 等他の条約管轄範囲は対象外

◆利用者の義務

・提供国法規制に従いアクセスされ、相互に合意する条件に基づいて利益が配分されるよう**「相当な注意 (Due Diligence)」**義務を負う
・PIC/MATに関する情報を入手・保持し、後続の利用者に移転する
（具体的には）⇒ 遵守証明書、MAT等の書類、関連する情報の入手・保管と後続の利用者への提供

◆利用者の遵守モニタリング（義務履行申告）

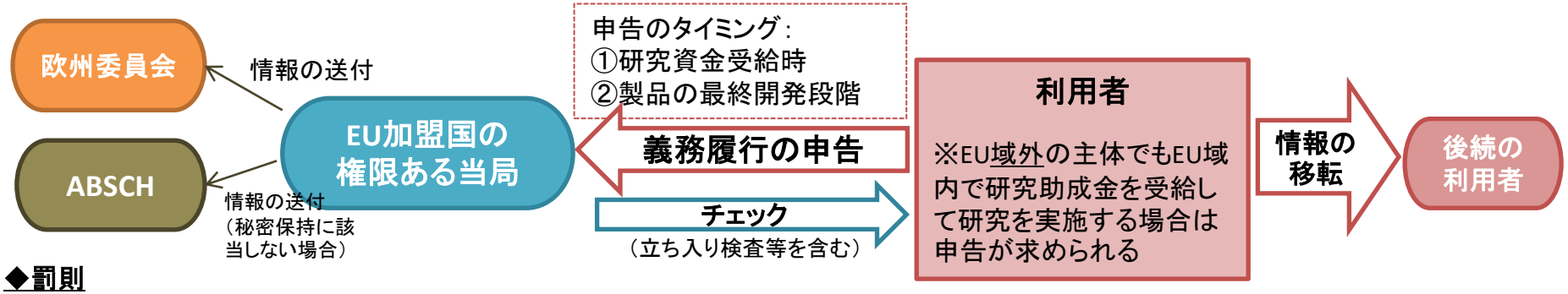

◆罰則

・相当な注意義務や情報保持・伝達義務等の利用者義務違反は罰則対象（罰則は各加盟国により制定・執行）

◆相当な注意 (Due Diligence) 履行を促進する仕組み

①コレクション登録簿の公開（EUの所定基準を満たしたコレクション）→コレクションから遺伝資源を得る場合は義務履行したとみなされる
②相当な注意義務を果たす手続・手段・仕組みを最良の実例として認定・公表（利用者団体の申請に基づき欧州委員会が認定）

フランス

遺伝資源及び関連する
伝統的知識の取得、
及びその利用から生ずる利益
の配分に係る
2017年5月9日第2017-848号
政令

生物多様性、自然及び景観の
レコンキスタに係る
2016年8月8日第2016-1087号
法律 (1)

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・利用を目的とした遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用

・**適用対象外**：フランスの領土外及び管轄権外にある区域の遺伝資源、ヒト遺伝資源、他の国際条約の対象となる遺伝資源、研究開発のモデルとして利用される遺伝資源等

・**アクセス手続義務の対象外**：飼育種又は栽培種、近縁野生種、植林種、保険衛生目的で収集された遺伝資源

◆既に収集されたコレクション

・コレクションへのアクセスについては、非商業目的の取得及びそれ以外の目的での「**新規利用**」*の際に手続を義務付け

*__新規利用__：直接的商業利用を目的とした、これまでと異なる分野での研究開発活動。

◆アクセス手続

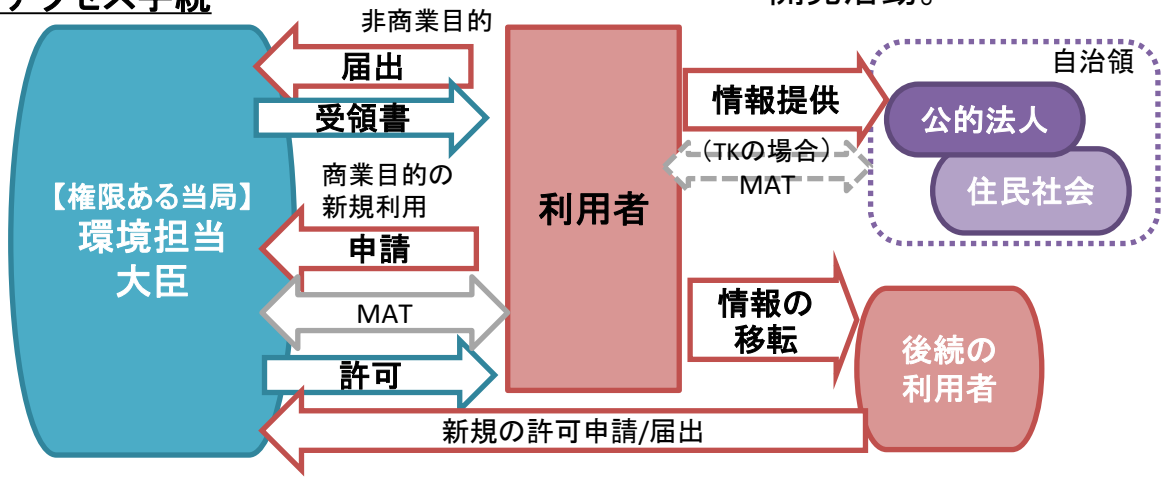

◆利益配分

・金銭的利益配分は対象遺伝資源の製品から得られる年間収入（売上高）の5%以内（年間1000ユーロ以下の収入については対象外）

・利益は生物多様性局を通じ生物多様性に関わる事業にのみ利用される

・海外領土にも公正・衡平な利益の再配分を行う

＜利用国措置＞

・EU規則を適用

・罰則規定：禁錮1年及び罰金15万ユーロ、商業利用の場合は100万ユーロ

スペイン

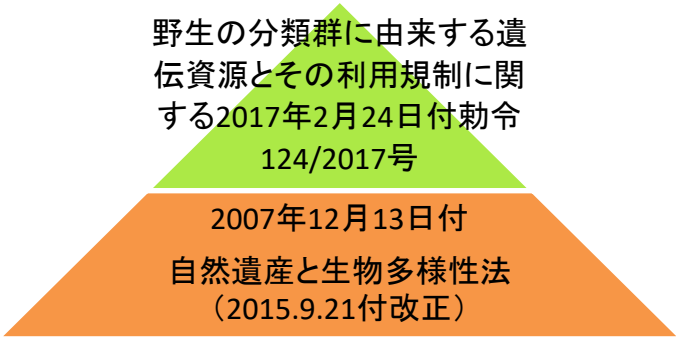

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・遺伝資源の定義は名古屋議定書と同様

・生息域内・外を問わず、スペインの野生分類群に由来する遺伝資源取得を対象にアクセス手続を定める

・分類学のみを目的とする場合、保全のみを目的とする生息域外での収集は手続義務の対象外となるが、他の目的を有する第三者への移転は禁止されている

◆権限ある国内の当局

・国家中央当局、自治体がそれぞれ権限ある当局を指定し、政府窓口へ報告する

◆アクセス手続

・アクセスの際には権限ある当局の許可証が必要

・非商業／商業目的によって申請書類、アクセス許可の最低要件、審査期間が異なり、非商業目的の手続は簡素化

・途中で商業利用に切り替わる場合は、新規に商業目的のアクセス手続が必要

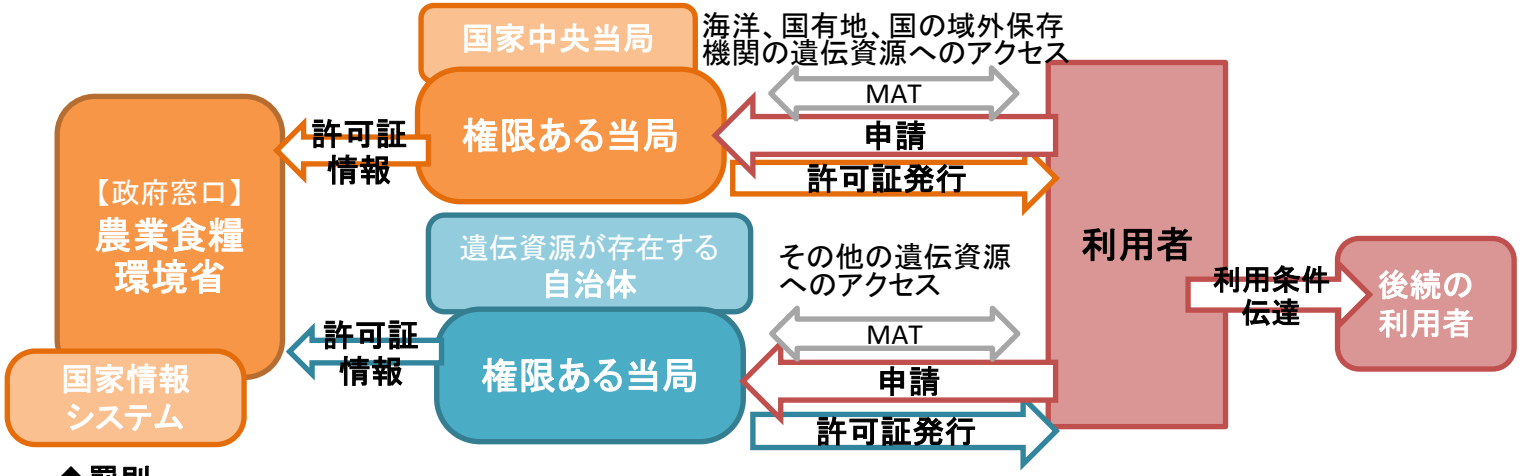

◆利益配分

・利益は生物多様性保全と持続可能な利用に用いる

・国家中央当局の許可に基づく利益配分は「自然遺産及び生物多様性基金」に提供される

・非商業目的の利用については研究の最終結果を権限ある当局へ報告する

◆罰則

・違反行為の重大性に応じて分類がなされ、罰金は100ユーロ～200万ユーロ（自治体による引上げの可能性あり）

・違反者が賠償に応じない場合、履行強制金が課されることがある

＜利用国措置＞

・EU規則を適用

・相当の注意義務違反は非常に重大又は重大な違反行為とみなされ、罰金、遺伝資源の利用停止、没収

マルタ

◆根拠法

2016年法律第379号　環境保護法 (CAP.549)
2016年遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則

◆権限ある当局

持続可能な開発・環境・気候変動省 (MESDC)
植物衛生局局長

- MATの作成及び交渉
- PICによる遺伝資源へのアクセスの許可
- 国際的な遵守の証明書の発行
- EU加盟国としての役割の実行
- 上記規則及びEU規則に関連する手続及び措置についての助言

◆支援当局

- 権限ある当局による規則の実施を支援。下記の個別分野におけるアクセスを許可する責任を有する

MESDC	
環境・資源担当当局	野生生物（野鳥除く）
野鳥管理担当当局	野鳥の保全
漁業水産担当当局	漁業保全管理

◆諮問委員会

- 利益配分へのアクセスに関する諮問委員会
- 環境について責任を有する省の事務次官により任命された委員長を含む11名の委員により構成
- 相当の注意に関する規定の実施について助言
- 科学的、技術的関連事項等について助言

＜提供国措置＞

◆適用範囲

- マルタが主権的権利を有する遺伝資源へのアクセス及びその利用
- 遺伝資源に関連する地域の伝統的な知識
- **適用対象外**：ヒトの遺伝資源、バルク商品として使用される遺伝資源、生物多様性条約発効前に取得された遺伝資源、名古屋議定書の目的と適合しその他の専門的な国際文書により利益配分が規律されるEU域内の遺伝資源、PICを必要としないマルタが決定した遺伝資源、国家の管轄権が及ばない海域に存する海洋資源、遺伝資源とは別にアクセスされた派生物

◆アクセス手続

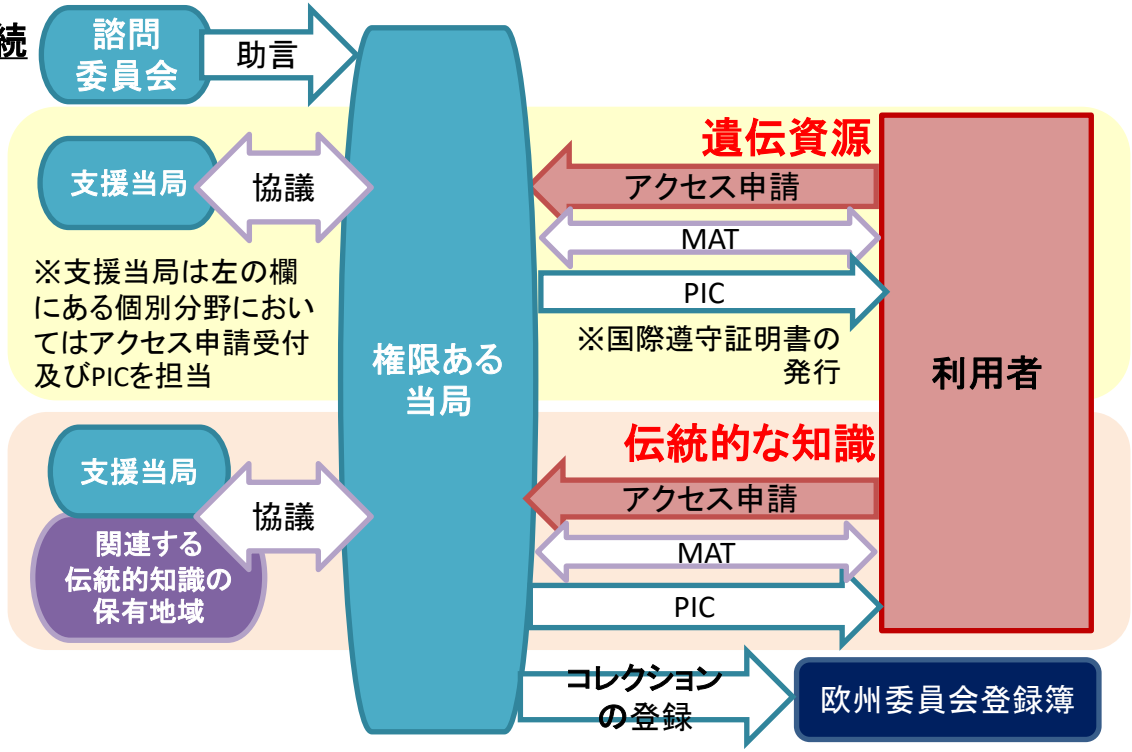

＜利用国措置＞

- EU規則を適用

＜罰則規定＞

- 初犯の場合：800ユーロ以上4,658ユーロ75セント未満の罰金
- 第2犯以上の場合：6,000ユーロ以上10,000ユーロ以上の罰金又は2年未満の禁固刑、又は両方

フィンランド

生物多様性条約に関する名古屋議定書の実施に関する法律 394/2016

◆適用範囲

・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準じたEU規則での定義に準ずる。
・遺伝資源に関連するサーミ人の伝統的知識（定義：相互に合意した条件の中で示される、サーミの文化で発達し、維持され、伝統に従って世代から世代へ受け継がれた、遺伝資源の利用に関する知識、技能、ノウハウ）

＜利用国措置＞

・EU規則を適用。
・上記に加え、遺伝資源又は関連伝統的知識を輸入する利用者は、輸入から6ヶ月以内にEU規則で入手・保持が義務付けられる情報とともに権限ある当局に通知を要する。

＜提供国措置＞

※遺伝資源に係る提供国措置はなし。

（関連伝統的知識について）

・サーミ議会が管理するサーミの関連伝統的知識データベースの情報を取得にあたり、当局への申請と当局が承認するサーミ議会とのMAT設定が課される。

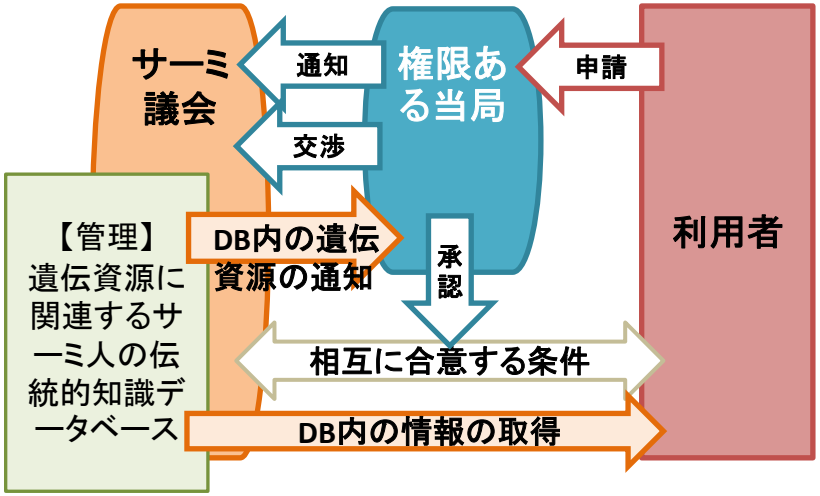

◆罰則

・EU規則の義務の故意・重過失違反は、罰金刑。
・輸入から6ヶ月以内の通知義務違反は、条件付き罰金法(1113/1990)による条件付き罰金通告、強制遵守通告、強制停止通告。

スイス

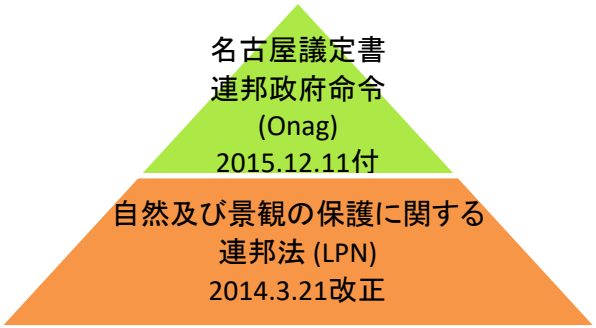

◆適用範囲

・名古屋議定書締約国かつアクセス法令が整備されている国に由来する遺伝資源
・名古屋議定書締約国の裁判管轄権が及ばない領域に由来する遺伝資源は対象外
・ITPGR、PIPF等他の条約が扱う範囲は対象外
・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる

＜利用国措置＞

◆利用者の義務

・合法的にアクセスされ、合意に基づく利益配分条件を定められるよう**「相当な注意義務」**が課される
・PIC/MATに関する情報を記録・保存し、後続の利用者に伝達する
・（具体的には）⇒ 遵守証明書、利用権・移転権に関する情報等の取得・保管と後続の利用者への提供（取得不能な情報については理由を記録して後続の利用者に伝達）

◆利用者の届出義務

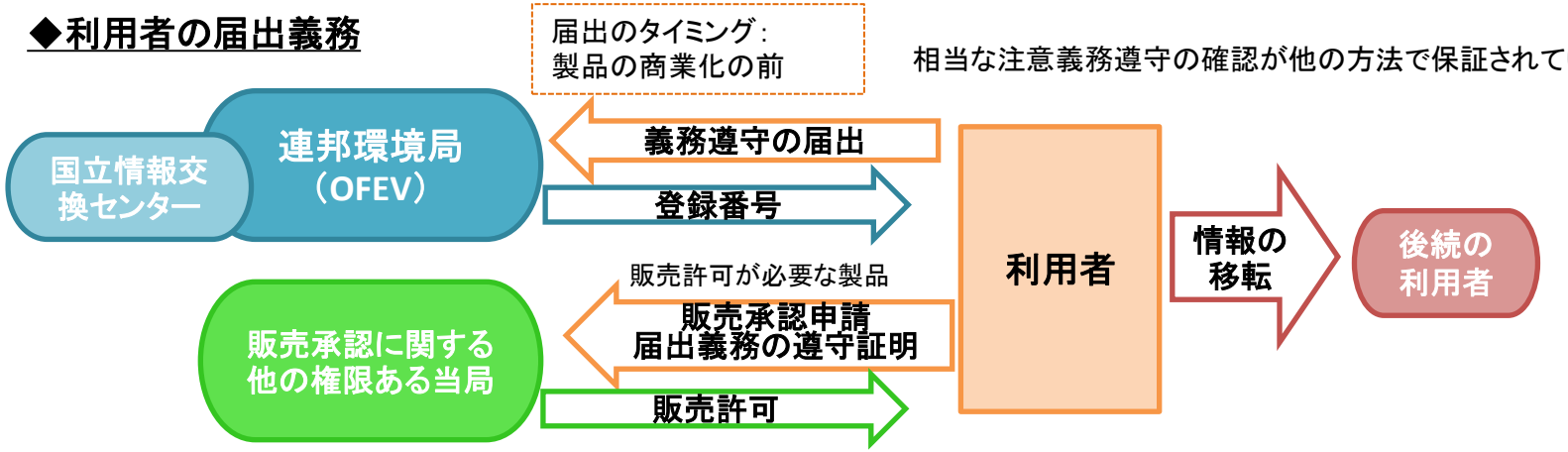

◆罰則

・利用者の遵守届出を意図的に怠った者、誤った情報を届け出た者に対して罰金（最高100,000フラン）

＜スイス国内の遺伝資源へのアクセス＞※遺伝資源利用のモニタリング目的

・アクセスに関する情報の記録・保存・後続の利用者への移転
（情報：利用者情報、利用目的、アクセス日・場所、提供者情報等）
・OFEVへの情報届出義務（製品商業化の前）

ノルウェー

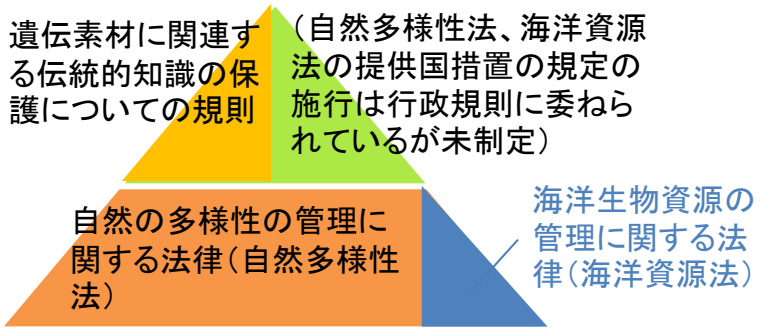

◆適用範囲（自然多様性法）

・遺伝素材（：技術を利用し又は利用せずに他の生物へ伝搬できる遺伝子及びその他の遺伝素材）
・ヒトの遺伝素材は対象外

＜利用国措置＞

◆利用者の義務

・輸入元（提供国）の採集又は輸出の同意（許可）がある場合（同意を求める国の場合）にのみ輸入でき、当該同意（許可）のために付された条件に拘束される。
※その条件を付した者に代わり、政府が裁判を通じて当該条件を執行できる。
・研究又は商業目的の外国遺伝素材又は関連伝統的知識の利用時に、提供国に係る情報の提出を要する。（同意を要する国は同意取得及び相互に合意する条件の情報も必要。提供国が原産国でない場合、原産国についても同様に必要）
※行政規則で詳細が定められる（情報の詳細、情報の保管や後続利用者へ移転する際の利用者の義務、研究資金受領時・製品開発時の情報要件を充足していることの証明書の提出等）
・関連伝統的知識に係る提供国措置（下記参照）としての先住民・地域社会の代表者等の同意や、尊重・配慮要件の規定は、海外で当該社会の同意を求める国の関連伝統的知識についても適用。

＜提供国措置＞

（遺伝素材について）
・自然多様性法では自然界の遺伝素材がノルウェー社会に帰属する共有資源とされ、自然からの取得を許可制にできること等が規定されているが、これを施行する行政規則が未制定（2022年3月時点で確認できる範囲）。
（関連伝統的知識について）
・先住民又は地域社会に特有かつ特徴的な遺伝素材に関連する伝統的知識の取得・利用には、当該社会を代表し決定権を持つ代表者・決定機構の同意を要する（適用除外：個人利用、引用、教育、知識自体や知識の効果の研究、当該社会以外で一般的又は入手可能、等）。また、同意取得、当該社会への利益の反映、妥当な利用等の尊重・配慮要件が課される。

ベルギーワロン地域

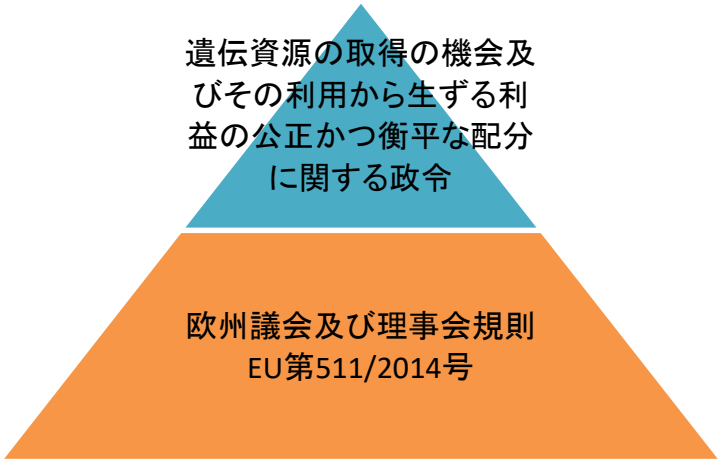

◆アクセス手続

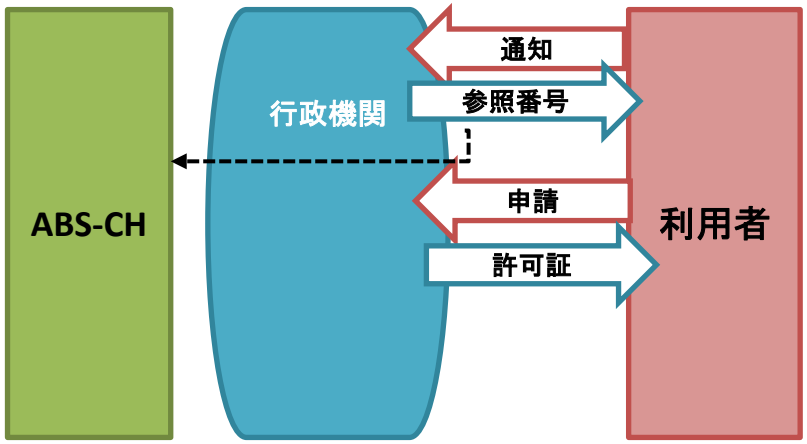

＜提供国措置＞

◆対象

・ワロン地域の領土の生息域内に存在する、又は同領土の生息域外にて保有される遺伝資源で、連邦又は類似の科学機関により保有される資源を除いたもの。

◆権限ある当局

・政府が指定。

◆アクセス

・利用を目的とした遺伝資源又はそれに関連する伝統的な知識の取得の機会については自由。

・利用様式についての監視のため、行政機関に対して利用の通知を行う。

◆利益配分

・商業目的を追求しない場合は非金銭的利益配分（対象リストあり）。

・商業利用の場合、利用者と行政機関で取り決める（場合によって物理的な取得の機会を与えたものを含む）。

・この条件は商業目的のない利用者に適用されるものより不利であってはならず、商業化から発生する収益の1%を超えてはならない。

・ヒト遺伝資源、試験・モデルとして利用される資源、商業品種と公式に見なされる資源には利益配分は適用しない。

＜利用国措置＞

・ EU 第511/2014号第4条によって制定された制度に従う。

韓国

＜名古屋議定書の国内措置法＞
遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律
2017.1.17制定（2018.8.18施行）

- ①生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律
- ②農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律
- ③病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律
- ④野生生物保護及び管理に関する法律
- ⑤生物多様性の保全及び利用に関する法律
- ⑥海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律

◆適用範囲
・名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる（ヒト遺伝資源は対象外）
・利用（遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること）以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外
・ABS関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外
・特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外

◆国の責任機関（権限ある当局）・モニタリング機関

未来創造科学部	生命研究資源（①）
農林畜産食品部	農業生命資源（②）
保健福祉部	病原体資源（③）
環境部	野生生物資源（④）
	生物資源（⑤）
海洋水産部	海洋水産生命資源(⑥)

（ ）内の数字は所管資源について定める法律

◆提供国措置

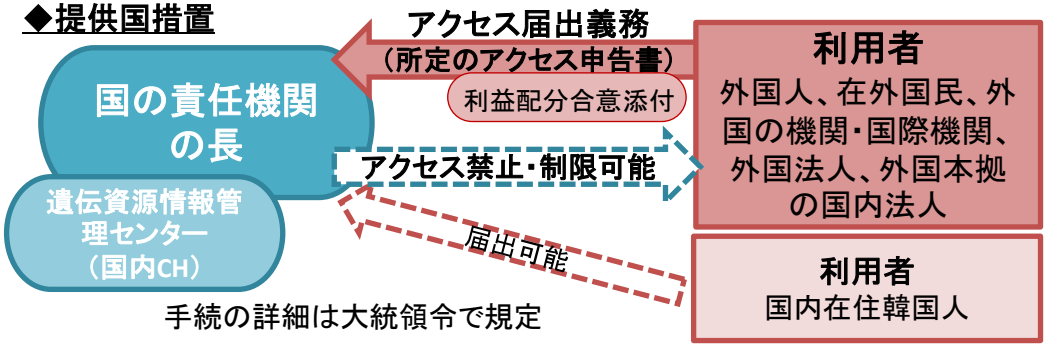

手続の詳細は大統領令で規定

・上記関係法律により承認・許可を受けている場合は届出されたものとみなされる
・非商業目的のアクセスは手続の簡素化又は省略が可能となる場合もある

◆利益配分
・提供者と利用者で利益を公正・公平に配分するよう合意する

◆罰則
・権限ある当局によりアクセス/利用が禁止又は制限された遺伝資源等にアクセス/利用した場合は 罰則対象（3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金）

◆利用国措置
・国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は提供国の手続遵守、利益配分努力が義務付けられる
・利用者は手続遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務付けられる（提供国が名古屋議定書締約国でアクセス手続を定めている場合に限る） ※提供国のPICを受けた日から90日以内に所定様式に提供国PIC取得の証明書類、相互合意条件締結書（締結した場合）を添付して届出
・モニタリング機関の長は不遵守が疑われる情報があった場合、調査を行うことができる

インド（提供国措置）

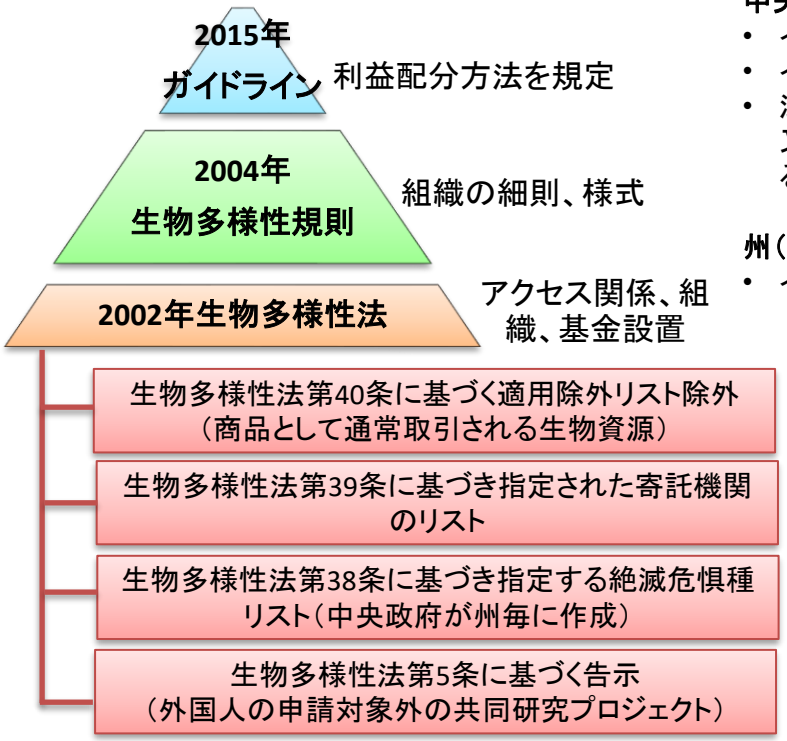

中央政府（国家生物多様性局）によりアクセスが管理されるもの

- インド国民ではない者
- インド国民であって、1961年所得税法第2条第30項に定義される非居住者であるもの
- 法人、組合又は団体であって、(i)インドにおいて法人化若しくは登記されていない場合、又は(ii)インドにおいて、その時に効力を有する法律に基づき法人化若しくは登記されているが資本比率若しくは経営に対してインド国民でない者が参加している場合

州（生物多様性評議会）によりアクセスが管理されるもの

- インド国民

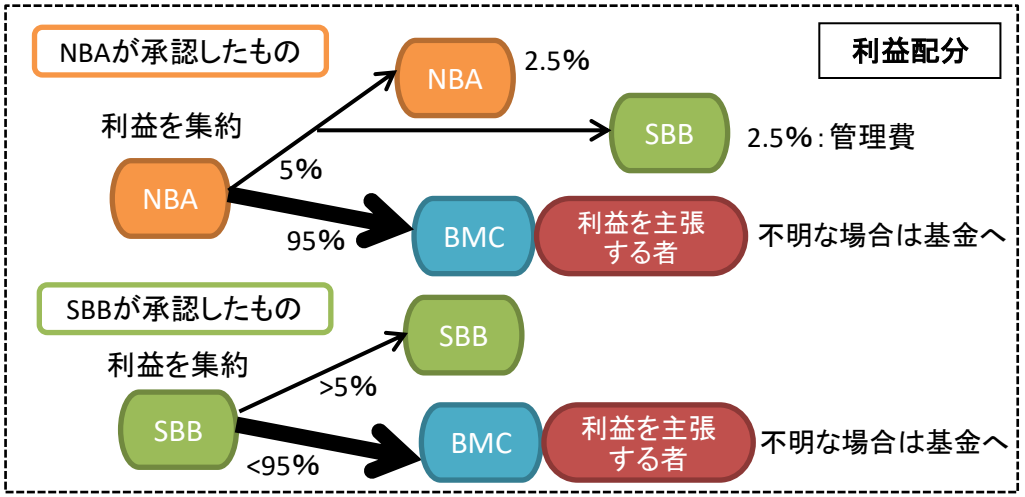

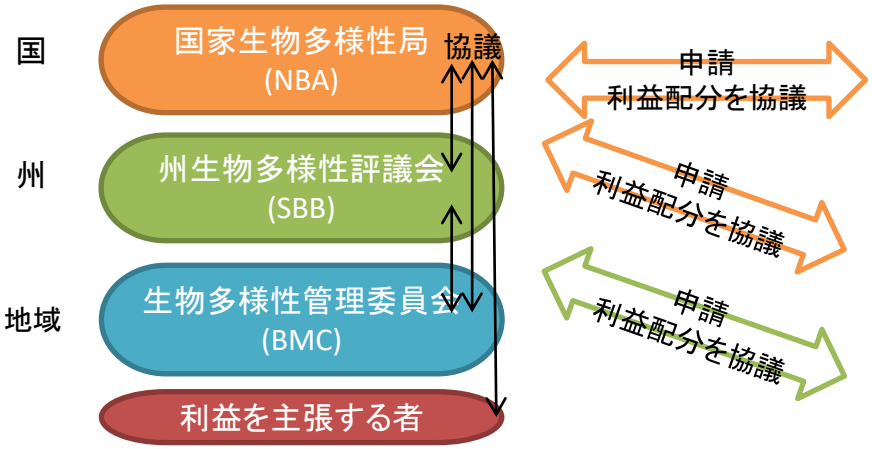

＜申請が必要な行為＞

外国人

- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用
- 商業利用のための生物学的調査・生物学的利用
- 生物資源、知識の第三者への移転
- 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
- 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願

インド国民

- 生物資源に関する研究成果の外国人・法人等への移転
- 生物資源に関する研究・情報に基づく国内外での知的財産権の出願

- 商業利用、商業利用のための生物学的調査・生物学的利用

ブラジル（提供国措置）

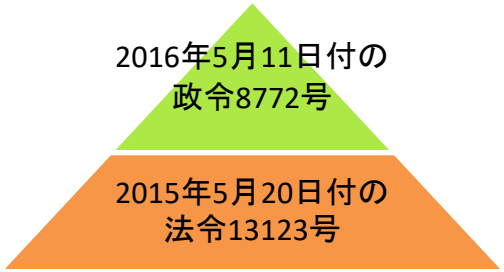

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・独自の概念を用いて規定し、適用範囲は名古屋議定書よりも広い

【定義】

・**遺伝遺産**：生物の遺伝情報、代謝物質を含む

・**事前の同意**：先住民・伝統的地域社会による正式な同意

・**遺伝遺産の取得**：遺伝遺産について行う研究又は技術開発

◆権限ある当局

遺伝遺産管理評議会 (Cgen)：ABS政策の立案・決定・実施を所管

※行政機関・民間団体（企業、学術、先住民・伝統的地域社会・伝統的農民）の代表者で構成される

◆アクセス手続

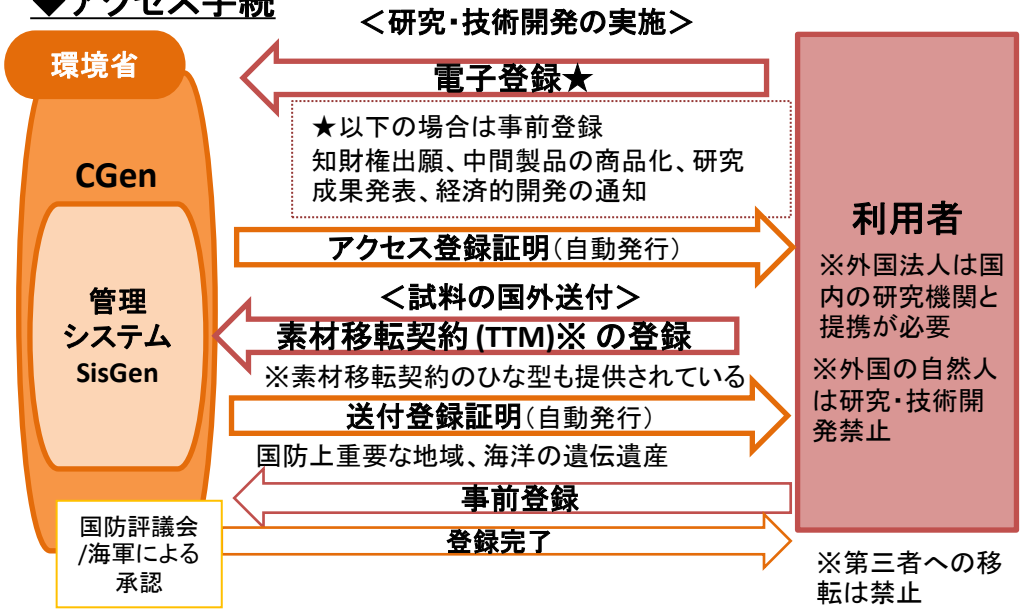

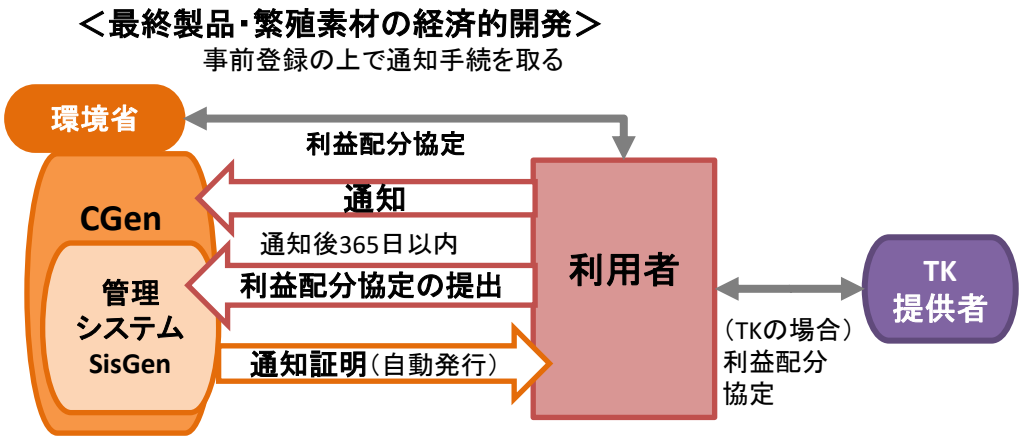

◆罰則

・違反は警告、罰金、遺伝遺産等の押収、最終製品・繁殖素材の生産停止等の措置が取られる

・罰金は自然人の場合1000～10万レアル、法人は1万～1000万レアル

◆利益配分

・最終製品又は繁殖素材の最終生産者が利益配分を行う。

・遺伝遺産の利用については、金銭的・非金銭的利益配分のいずれかを利用者が選択できる。金銭的利益配分は最終製品の純収入の1%（軽減されるセクターあり）。

・TK利用に関する利益配分は、利益配分協定当事者への配分に加えて純収入の0.5%を基金 (FNRB) に支払う。FNRBは他のTK保有者へ配分される。

ベトナム（提供国措置）

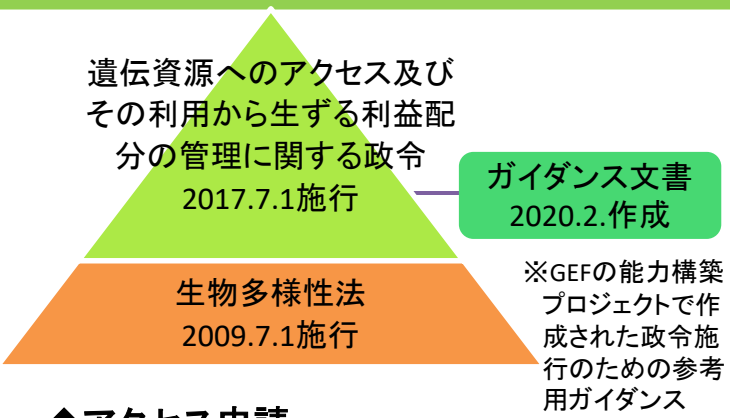

◆適用範囲

- ベトナムの遺伝資源のアクセスと利益配分について定める（提供国措置）
- 遺伝資源に関わる伝統的知識も対象
- 遺伝資源：自然界、保全地域、生物多様性保全施設、科学技術研究開発機関に存在する種、遺伝子素材（再生可能な遺伝の機能的単位を有する生物）を含む
- 遺伝資源のアクセス：研究開発及び商品生産を目的として遺伝資源を調査・採取する活動をいう
- 派生物の定義は名古屋議定書に準ずる

◆アクセス申請

- アクセスに際して申請が必要な者：
  - ①商業目的でアクセスするベトナムの組織・個人
  - ②目的に関わらず外国の組織・個人
  - ③海外に遺伝資源を持ち出すベトナムの組織・個人

※ベトナムの学生・科学技術組織による国外への持ち出しも権限ある当局に申請が必要（下記手続とは異なる）

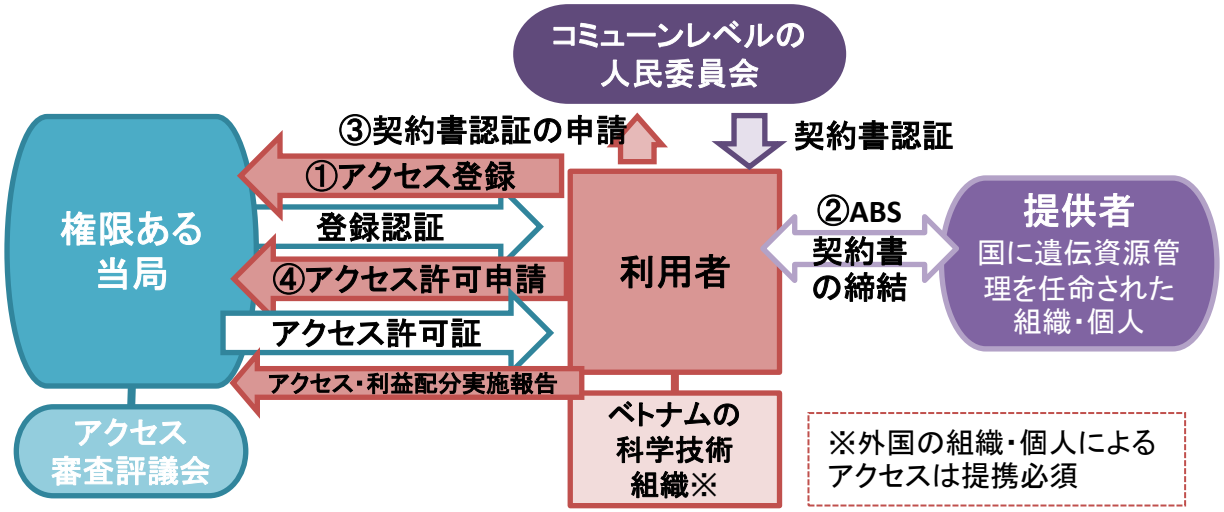

◆アクセス許可証

- アクセス許可証の有効期間は最長3年（更新可能）
- 目的の変更、遺伝資源及びその派生物の第三者への移転時はアクセス許可証交付機関に通知が必要

◆権限ある当局

＜フォーカルポイント＞ 天然資源環境省	下記以外の遺伝資源
農業農村開発省	栽培品種、家畜品種、養殖品種、林業用種苗の遺伝資源

◆利益配分

- 金銭的利益配分は下記要件に基づき、非金銭的利益配分は当事者間の合意により配分

＜金銭的利益配分＞

- 当該遺伝資源を用いた製品：年間総収益の1%以上
- 当該遺伝資源を用いた知的財産権：総収益の2%以上

※2020年ガイダンスで「「当該製品の生む年間総収益」とはアクセスした許可証対象GRsを利用した製品の販売から利用者が得る収益」と説明され具体例を示して解説されている。。

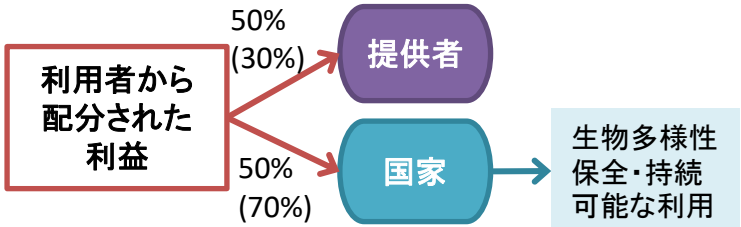

※（ ）内は提供者がコミューン人民委員会、保全地域管理委員会、生物多様性保全施設・科学技術研究開発施設の場合

南アフリカ（提供国措置）

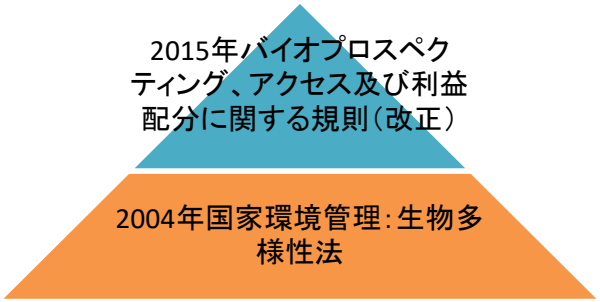

◆権限ある国内の当局（許可発行権者）

・探査段階及び商業化段階のBP・BT→環境大臣
・BP以外の研究のための収集・輸出→環境問題執行委員会 (MEC)

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・遺伝資源の定義は名古屋議定書と同様
・在来生物資源が関わるバイオプロスペクティングにおける探査段階又は商業化段階、研究目的の在来生物資源の輸出に対し、手続を求めるもの
・**バイオプロスペクティング (BP)**：商業的・工業的利用のための在来生物資源の研究開発
・**バイオトレード (BT)**：商業利用のための在来遺伝資源・生物資源の抽出品等の売買
・**在来生物資源**：在来の生物（生死、生息域内外を問わない）。栽培品種・飼育品種やバイオテクノロジーにより改変された生物を含む。外来種であってもバイオテクノロジーにより在来生物の遺伝素材又は化合物を用いて改変されたものは含む。これら生物の派生物、遺伝素材を含む。

◆アクセス手続

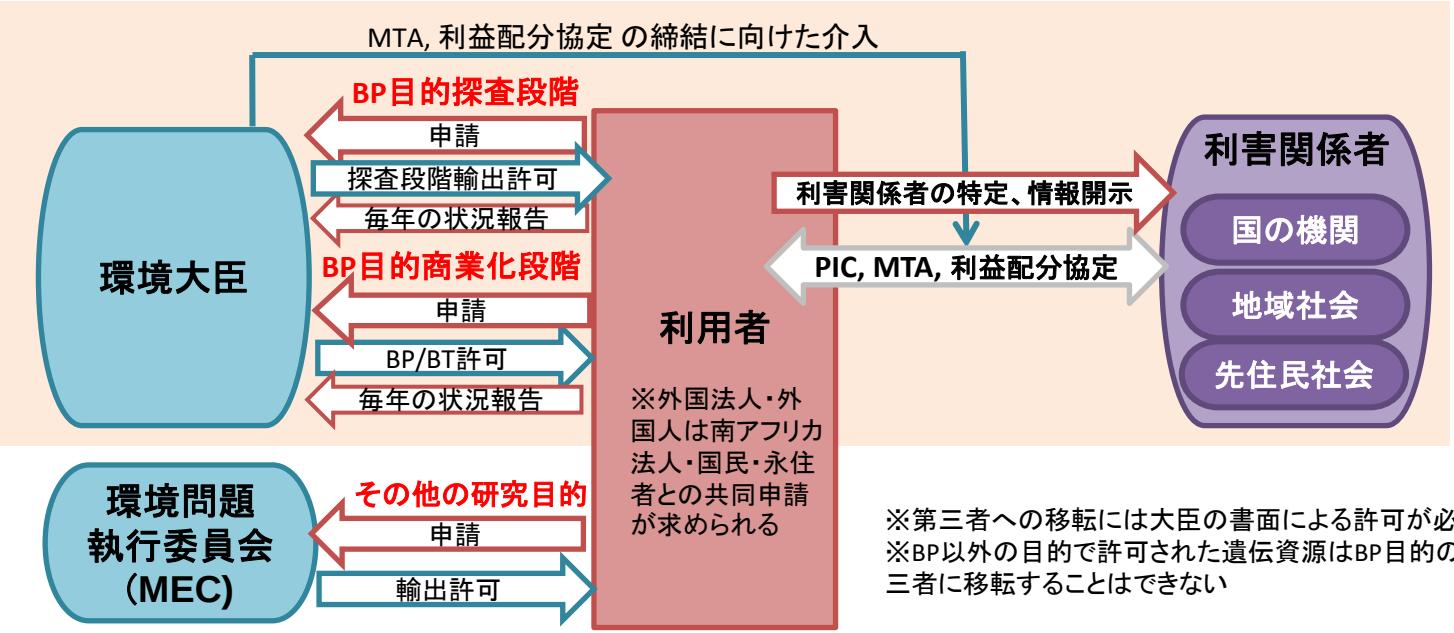

※第三者への移転には大臣の書面による許可が必要
※BP以外の目的で許可された遺伝資源はBP目的の第三者に移転することはできない

◆利益配分

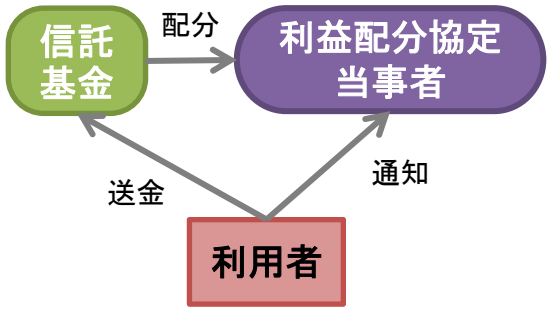

◆罰則

・違反行為については、1千万南アフリカランド以下の罰金又は／及び10年以下の拘禁が課される
・許可条件に従わない行為を他者が行うことを容認した場合も罰則対象となる

マレーシア（提供国措置）

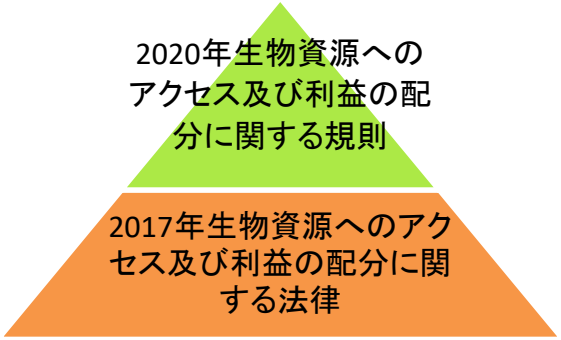

◆適用範囲

生物資源又は生物資源に関連する伝統的な知識

・生物資源：

(a)　遺伝資源、生物、微生物、派生物、並びにそれらの部分

(b)　現在利用されている若しくは潜在的な価値を有する個体群その他生態系の生物的な構成要素

(c)　上記(a)及び(b)に関するあらゆる情報

・生物資源に関連する伝統的な知識：

関連のある先住民の社会及び地域社会が保有する生物資源に関連する伝統的な知識

◆権限ある当局

国の権限のある当局（pihak berkuasa kompeten kebangsaan）

天然資源及び環境について責任を負う省

- アクセスと利益配分に関する全国的な監督機関
- 許可書の登録
- モニタリングに係るチェックポイントの設置
- 情報交換センター機構（ウェブベースの情報ポータル）の設置
- 諮問委員会（科学、技術、倫理等について権限ある当局に助言を提供）の設置

権限のある当局（pihak berkuasa kompeten）

各地域の担当局（主に各州の経済計画ユニット）

- アクセスと利益配分に関する各地域での管轄権を保有
- 諮問機関（先住民の社会及び地域社会の代表者で構成され、伝統的な知識関連事案への助言機関）の設置

◆アクセス手続

「商業目的」と「非商業目的」2種類の手続が存在する。

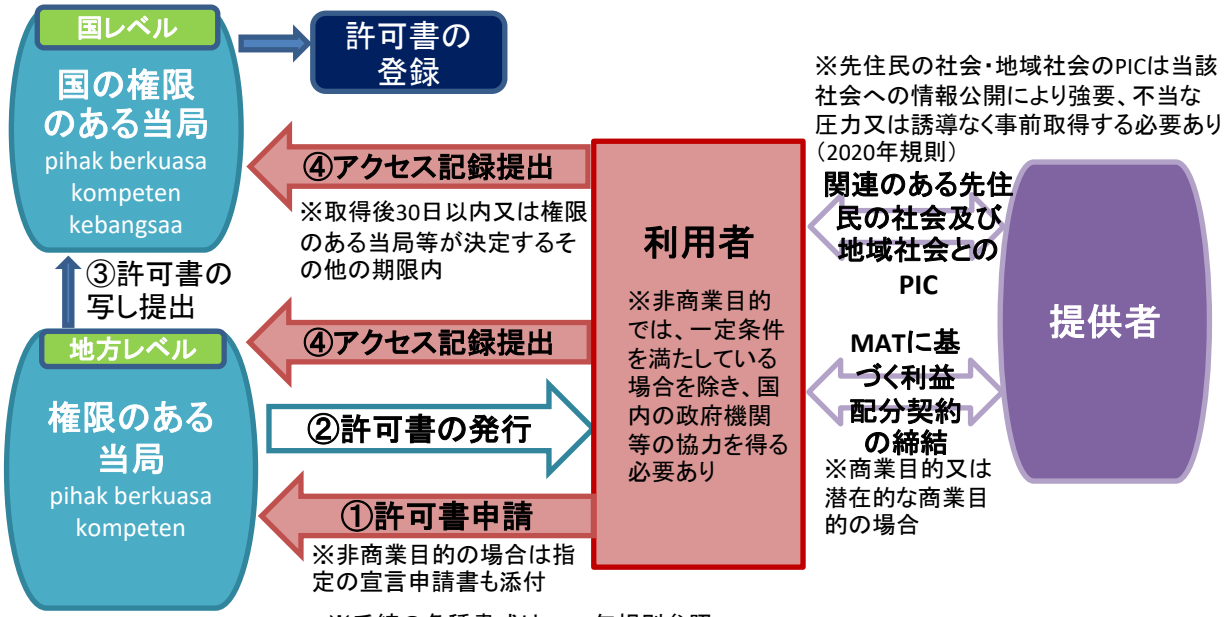

※手続の各種書式は2020年規則参照。

◆罰則

・許可書なしのアクセス、許可書の移転、許可書のない生物資源等の提供、査察の拒否等は罰則対象

（個人へは最大50万リンギットの罰金又は/及び最大10年の禁固刑、法人へは最大500万リンギットの罰金）

◆利益配分

・利用者は資源の提供者との間で、相互に合意する条件に基づき、公正かつ衡平な配分について規定する利益配分契約を締結する。

・連邦政府又は州当局へ、利益配分契約に定められた額のパーセンテージを支払わなければならない可能性あり。

・2020年規則で利益配分契約に含めることができる金銭的・非金銭的利益配分を例示。

・利益配分契約以外で権限ある当局が受領した金銭については、各当局の統合基金に振り込まれる。

マダガスカル（提供国措置）

◆根拠法

・遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する2017年1月31日付政令第2017-066号

◆権限ある国内当局 (CAN)

・生物多様性条約及び名古屋議定書の実施担当省内の組織
・取得申請書の受領/専門技術委員会への審査付託/受領証・許可証の発行

◆専門技術委員会

・CNAが創設。
・取得申請対象資源の審査を実施。
・技術担当省1名、環境対策室1名、当該分野の研究機関1名、取得資源の当事者複数名により構成。

◆適用範囲

遺伝資源及び関連する伝統的な知識（ITPGRが扱う範囲は対象外）
・**遺伝資源**：生物又はその部分、個体群その他生態系の生物的な構成要素。（ヒト由来を除く）
・**関連する伝統的な知識**：遺伝資源に関連する既得の、又は取得される可能性のある、あらゆる知識であって、とりわけ学術的、技術的、経済的、社会的、保健衛生的又は文化的な性質を有するもの。

◆利益配分

・利益の種別及びその額についてはケースバイケースで決定し、取得許可証及び相互に合意する条件（MAT）において示す。

◆罰則

・2年未満の停止又は撤回措置の適用。
・許可の終局的な撤回及びマダガスカル国内における同様の活動禁止の可能性もあり。

◆アクセス手続

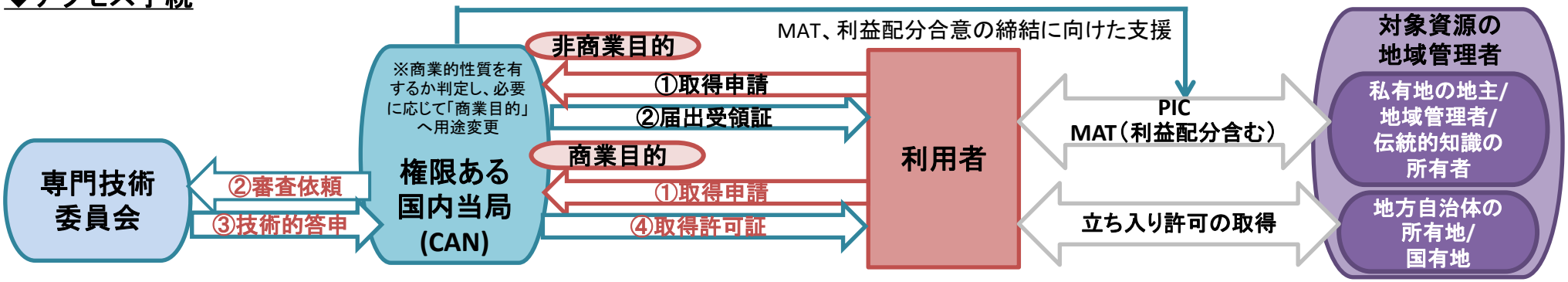

取得承認

・許可される取得期間は最長1年で更新可能
・取得承認の移転は不可
・採取報告書の作成

※商業目的の場合
・指定機関に試料の複製を提出
・CNAに研究成果を通知
・遺伝資源の第三者への譲渡禁止
・CNAに知的財産権の請求を通知

取得申請 ※収集開始30日前までに要申請

① 事前の同意 (PIC)
② 相互に合意する条件 (MAT)
③ 公的研究機関による事前のプロジェクト協力合意書（外国申請者の場合）

パナマ（提供国措置）

◆根拠法

・政令19号（2019年3月26日）
※政令25号（2009年4月29日）からの全面改正

◆適用範囲

- パナマが原産国、又は起源である、野生種を含む生物資源及び遺伝資源、並びにその派生物に関する生息域外又は生息域内の条件下でのアクセスと利用（手続き・規制要件の対象はアクセスのみ）
  - 自然的要因で国土内に存在する移動性種を含む。
  - 先住民社会・地域社会の資源に関連する伝統的知識、工夫及び慣行に関わるアクセスを含む。
  - 除外：ヒト、（遺伝資源利用なし・第三者譲渡なしの場合）コレクションでの標本採集・保管、森林植生の生産・商取引、食用・農業用の種子生産・商取引、食用の養殖及び漁業活動、食材又は既知の生産財のための原料としての選別されない大量の生物資源の利用（コモディティ）、遺伝資源及びその派生物の取得の機会を含まない基礎研究活動

◆アクセス手続

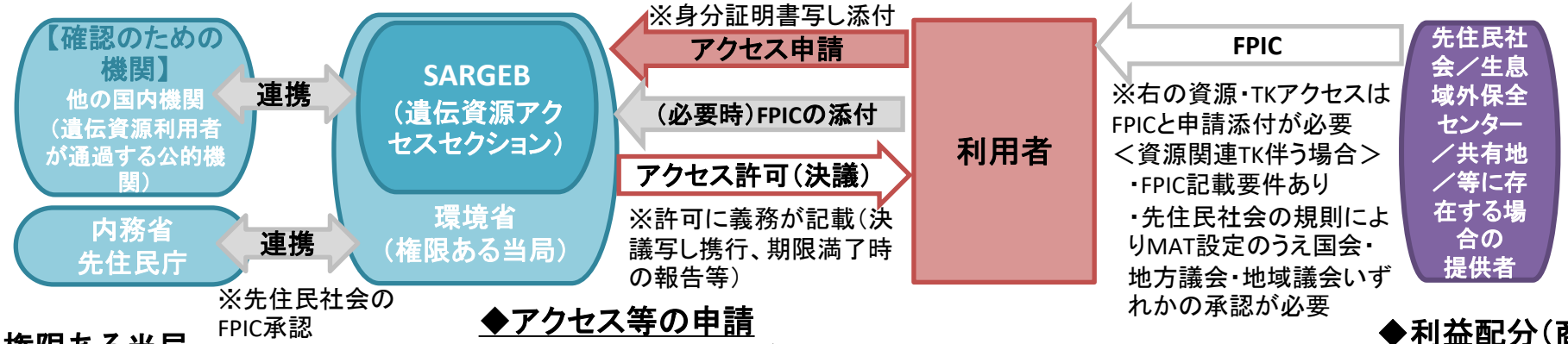

◆権限ある当局

環境省（MiAMBIENTE）

- ■ ヒトを除く、生物資源、遺伝資源及びその派生物全般の取得の機会及び利用を規制、統制、管理
- ■ 上記のアクセス許可を付与

遺伝資源アクセスセクション（SARGEB）

- ■ アクセス申請手続

◆アクセス等の申請

- 下記に応じ規制要件が規定される。関連TKへのアクセスは上図のように先住民社会とのFPIC、MATとこれらの当局・議会等の承認が必要。
  - 非商業目的の生物資源へのアクセス
  - 非商業目的の遺伝資源へのアクセス
  - 非商業目的の素材、生物資源、遺伝資源の移転
  - 商業目的の遺伝資源へのアクセス
  - 商業目的の遺伝素材の移転
- 非商業目的（企業の非商業目的を含む）の生物資源、遺伝資源へのアクセスは申請書への記載要件が定められ、利益配分要件の規定はない。
- 分類目的研究は生物資源へのアクセスの手続きが適用。
- 商業目的の遺伝資源へのアクセスは申請書の記載要件のほか、権限ある当局（環境省）との利益配分合意書草案を含む必要書類が定められる。
- 素材移転は商業/非商業目的とも規制要件と申請記載要件が規定。
- その他、環境保全上の禁止・規制要件あり。

◆利益配分（商業目的）

- 商業目的の遺伝資源へのアクセスは、所定様式で申請者と環境省との間で利益配分契約（経済的及び／又は非経済的）締結。
- 利益配分要件（下記）と経済的利益配分の例示あり。
  - 製品が市場に存在し、国内にカウンターパートが存在する場合、純売上高の1%（交渉可）を含む。
  - 国内カウンターが存在しない場合は、最大4%のロイヤルティを含む。

◆罰則

- アクセスによる環境・健康や先住民社会への損害、許可時要件違反、無許可移転、利益配分契約違反、国内法令違反等は許可取り消し事由。
- 政令違反は、警告、罰金、許可取り消し、遺伝資源・生物資源没収、アクセスに関する国との合意締結権はく奪、新たな許可の拒否の適用対象となる。
- 左の罰則のほか商業目的の遺伝資源へのアクセスの場合、違反時の利益配分交渉や交渉不可の懲罰的利益配分が課される。

ケニア（提供国措置）

◆根拠法

- **1999年環境管理・調整法**
- **2006年環境管理・調整（生物多様性及び資源の保全、遺伝資源へのアクセス並びに利益配分）規則**
- （2010年改定）ケニア憲法
- 2013年農業及び家畜研究法
- 2013年科学技術革新法
- 2013年野生生物保全管理法
- **2014年天然資源（利益配分）法（案）**
- **2016年伝統的知識及び文化的表現保護法**
- 2016年森林保全管理法
- 2016年種子類及び植物品種法

◆権限ある当局

国家環境管理局

- アクセスの申請から許可、停止までの手続全般
- アクセス許可の登録

◆関連機関（案）

利益配分局

- ローカルコミュニティと地方政府の間の利益配分協定の作成調整
- 利用者が支払うべきロイヤリティの検討・決定
- 地方政府と利用者の間で締結した利益配分協定の実施モニタリング

◆アクセス許可等の主な条件

- 収集した全ての遺伝資源の複製及びホロタイプ（新種を明示するために選定された単一の標本）は、関連主要機関に寄託
- 収集した植物遺伝資源の全ての無形組成物の記録は国家環境管理局に寄託
- 各種状況報告書の提出

◆適用範囲

- 研究、バイオ探査、保全、産業的応用又は商業的利用を目的とした保存遺伝資源、その派生製品及び該当する場合は無形組成物の獲得、所有及び利用
- **（遺伝資源に関連する）伝統的知識**：以下のものを含む全ての知識を指す
  ①地域社会の伝統的な生活様式に組み込まれた知的活動及び洞察の結果
  ②世代間に受け継がれた、成文化された知識システム
- **適用対象外**：ローカルコミュニティ内で自家消費のための交換、種子類及び植物品種法に基づく植物育成者から派生した遺伝資源へのアクセス、ヒトの遺伝資源、ケニア公認学術研究機関において教育を目的として行われる承認済みの研究活動で、関連する知的財産法が適用されるもの

◆アクセス手続（案）

- アクセス申請には**PICの証書**及び**国家科学技術評議会からの研究許可証書**を添付

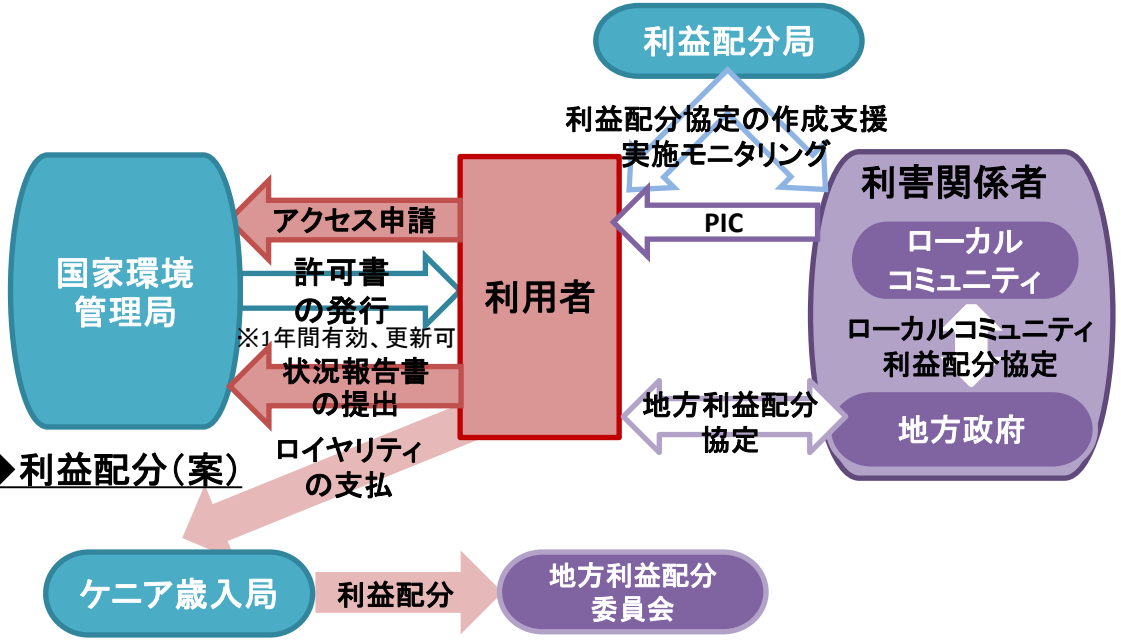

◆利益配分（案）

20%：ソブリン・ウェルス・ファンド
48%：中央政府
32%：地方政府
（ローカルコミュニティへの利益配分も含む）

◆罰則

- 環境管理・調整法及びその規則に違反した際の一般的な罰則（個別に規定された場合を除く）は、18か月以下の懲役、又は350,000シリング以下の罰金、又はその両方

インドネシア（提供国措置）

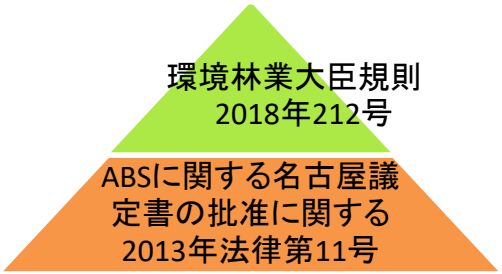

◆適用範囲

・遺伝資源とは、植物、動植物、微生物、又はその他に由来する、全ての遺伝素材及び／又は遺伝情報及び／又は科学情報で、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝の機能的単位を持つものを意味し、派生物を含む
・遺伝資源に関連する伝統的知識も対象
・利用目的：学術研究、技術開発、バイオプロスペクティング、産業への応用又は商業利用

◆権限ある当局

・天然資源生態系保全総局長

◆利益配分

・非金銭的利益、及び金銭的利益の配分に含まれる内容を規定内で整理
・PICにおいて、利益配分の該当項目をチェック形式で記載する
・MATにおいて、利益配分の合意内容を示す

◆罰則

・PIC／アクセス許可／素材移転契約違反に対して課せられ、活動の一時停止及び／又は（アクセスした野生種遺伝資源、伝統的知識の素材、そこから作られた派生製品及び使用した機材の）差し押さえが執行される

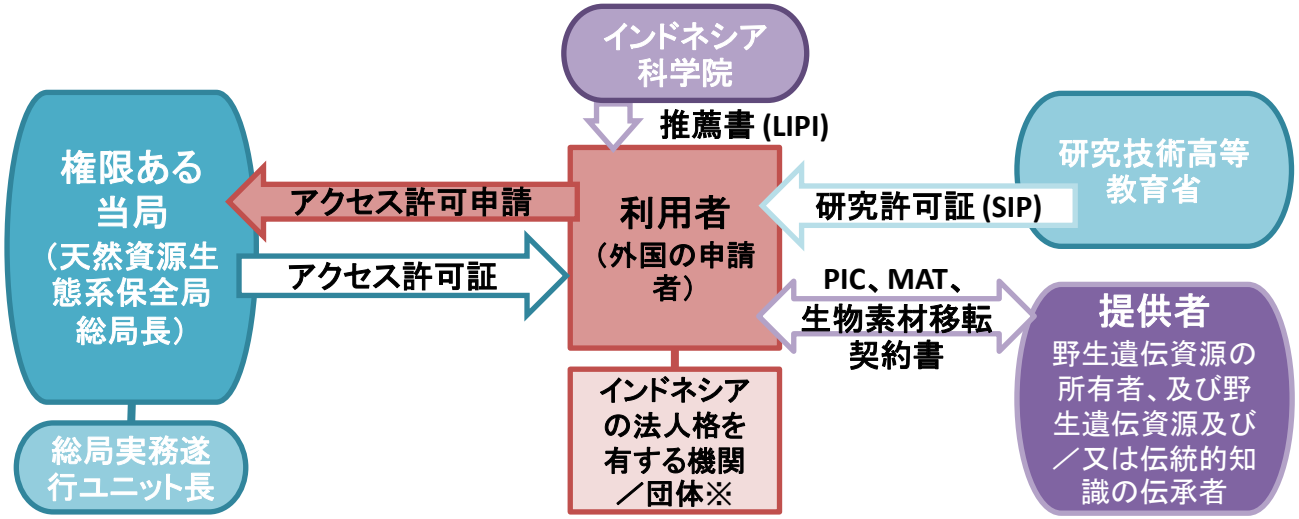

最低1回／年に総局長及び実務遂行ユニット長による事務関係及び利用方法に関する指導が行われる。

※外国の者がアクセスする場合、インドネシアの法人格を有する機関団体との協力必須。また、アクセスには現地の総局実務遂行ユニット担当者の付き添い必須。

◆アクセス手続（外国の申請者）

・アクセス許可申請は、プロポーザル、SIP、PIC、MAT、LIPIの写し、及び法規定に則った費用／手数料を送達し、提出する。
・国内の利用者が非商業目的かつ保護対象外の野生種にアクセスする場合は、総局実務遂行ユニットへ必要書類を提出する。また、必要書類のうち、LIPIは不要。その他の利用は、国外の申請者と同じ手続。
・商業目的は申請書類受領後から60営業日以内、非商業目的は14営業日以内にアクセスの許可・不許可の判断が行われる。

コスタリカ（提供国措置）

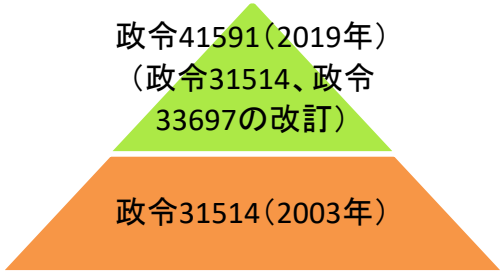

※政令33697は、生息域外での遺伝資源のコレクションについて規定

◆適用範囲

・憲法第6条で定義された国土に存在する公共又は民間の所有物である、生物多様性の遺伝学的構成要素及び生化学物質及び資源に適用される。
・伝統的知識も含む。
・遺伝資源のアクセスは基礎研究、バイオプロスペクティング、経済利用の3種類。

◆権限ある当局

・生物多様性管理委員会 (CONAGEBIO) 技術事務局が生物多様性資源へのアクセス申請の処理、承認、却下、監視の役割を担う。

◆利益配分

・基礎研究又はバイオプロスペクティングの場合、研究予算の最大10%を提供者へ預託する。
・経済利用の場合、利用者が獲得するロイヤリティの最大50%を提供者に振り込む義務を負う。ただし、利用者と提供者が同一である場合、ロイヤリティの支払先はCONAGEBIOとなる。

◆罰則

・承認されていないアクセスに対する罰則として、第7337番法第2条の規定に従い、給与1か月分相当額以上、生物多様性法第112条に従い給与12か月分以下の罰金が科される。

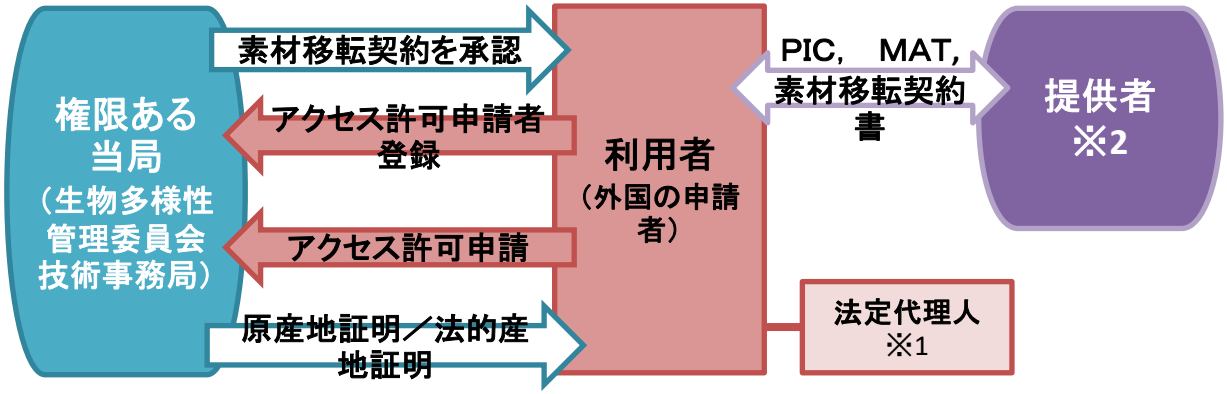

◆アクセス手続

・アクセス許可申請に係る書類は、全てスペイン語で提出しなければならない。
・アクセス許可の有効期間は最大3年間とし、技術事務局の判断で最大3年間の延長が可能（延長手続は技術事務局で行う）。
・経済利用で、継続的にアクセスする場合はコンセッションを取得する（連続した5年間に最低3回、同一の遺伝的又は生化学的資源へアクセスする場合に適用）。コンセッション期間は最大5年とし、利用者の事前申請によって延長可能とする。

※1　申請人が海外に居住する個人／企業の場合、申請人はコスタリカ国内に居住する法定代理人（著名な国内研究機関）の指定が必要。

※2　コスタリカの法令で定められる法定手続を遵守することを条件に、生物多様性の遺伝的又は生化学的要素又は資源へのアクセスが行われる場所の所有者、又は法定責任者たる個人又は法人、又は先住民族で、アクセスを許可することができる者。

PICの手続について、アクセスする場所が沿岸-海岸部の場合はINCOPESCAに対して、また、公道の端、河川、礁湖、湿地帯の場合は管轄地方審議会／保全地域長に対して手続を行う。先住民居住区の場合はOIT第169号、及び法律第7316号に従って管理する。

ペルー（提供国措置）

◆適用範囲

・ペルー原産の遺伝資源、その派生物、無形の構成要素、及び自然の要因で国内に存在する移動性種の遺伝資源。

・ペルーを起源とする遺伝資源の所有権と請求権は国のみに帰属する。

◆権限ある当局

・主務官庁は環境省であり、遺伝資源へのアクセス管理の指導と監督を担う。

・遺伝資源へのアクセスに関わる許可業務は、セクター別に、農業省、国立農業試験所、生産省水産庁が行政・執行当局として担当する。

◆利益配分

・遺伝資源へのアクセスとその利用により生じた利益は国へ還元される。

◆罰則

・各種規定に違反した場合、次の行政罰の1つ又は複数が適用対象となる。
a) アクセス許可の停止、b) アクセス許可の取消し、c) 規定に違反してアクセスした対象物の没収、d) 最大1,000UIT（課税単位※）の罰金、e) 違反者における新たなアクセス申請提出資格の喪失、f) 違反団体の登録抹消

※1UIT＝4,300ヌエボ・ソル、1ヌエボ・ソル＝33.1円（2020年2月時点）

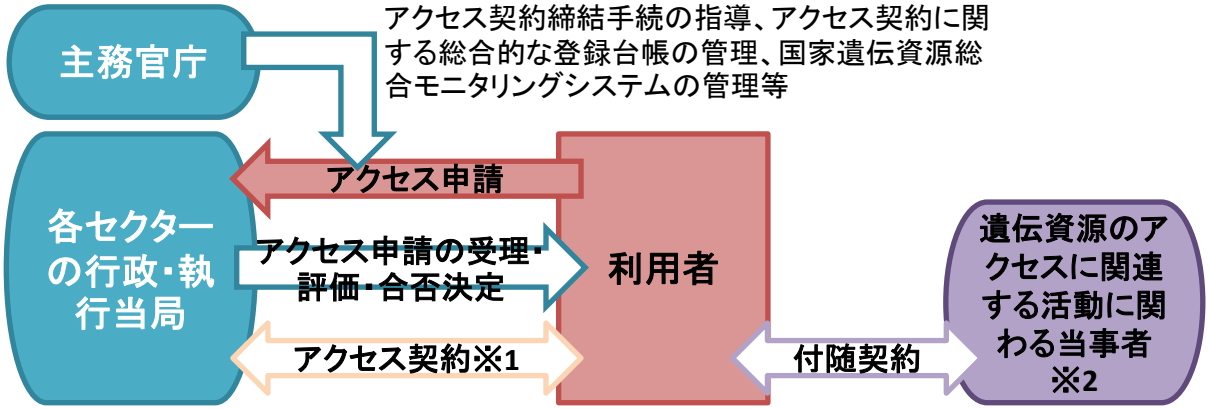

◆アクセス手続

・各セクターの行政・執行当局とアクセス申請者（利用者）間で締結されるアクセス契約には、PIC、MAT、（該当する場合は）利益の公正かつ衡平な配分に関する規定を含む

・遺伝資源とその派生物へのアクセスに関連する活動の実施を目的に、申請者と関係する当事者との間で付随契約が締結される

・研究目的で生息域外保全センターから遺伝資源を持ち出す場合は、素材移転合意書 (MTA) を締結し、商業目的の場合は、アクセス契約を通じて行う

・ペルー原産の遺伝資源、又は伝統的知識を利用した特許、工業デザイン、植物品種、医薬品、化粧品等の登録申請手続には、当該のアクセス契約若しくは証明書の提出が義務付けられる

※1　非商業目的で、複数の事業の実施に関するアクセスを申請する場合、申請者（大学、研究機関、著名な研究者）は行政・執行当局に事前登録を行い、アクセス枠組み契約を締結できる

※2　a) 遺伝資源を含む生物資源が存在する土地の所有者又は管理者、b) 生息域外保全センター、c) 遺伝資源を含む生物資源の所有者又は管理者、d) 遺伝資源に関連する無形の構成要素の提供者（先住民族や地域社会含む）、e) 国内の支援機関

アルゼンチン

◆根拠法

・環境持続的開発庁　決議第410/2019号（決議第2019-410-APN-SGAYDS#SGP号）

※環境持続的開発庁を名古屋議定書に関する執行機関とする、政令第1347/97号等による同庁の権限による決議

◆権限ある当局

- 国家・州・ブエノスアイレス自治市が指定する、それぞれの管轄範囲内で行動する機関
- アクセス許可は権限ある当局がその管轄範囲で発給

◆執行機関（環境持続的開発庁天然資源環境政策局）

- 権限ある当局のアクセス許可証をもとに遵守証明書を発給、ABSCHに報告。
- 領海の遺伝資源についての権限ある当局。
- 適宜、確認のための機関に指定される。
- CBD発効前に採集され生息域外コレクションに保管され、その起源を証明できない場合、その遺伝資源の利用にアクセス許可を発給する権限がある。
- 長官を議長とし、10の国内公的機関の代表者から構成される国家遺伝資源監視委員会を執行機関内に設置し、機関間の調整・連携。
- 他国を期限とする遺伝資源の輸入許可権者。

◆適用範囲

- 名古屋議定書の遺伝資源の範囲に加え、遺伝の機能的な単位を有しなくとも、生物資源又は遺伝資源の遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物（遺伝素材の定義の中に包含して規定）
- 除外：ヒト遺伝資源、飼育種又は栽培種の遺伝資源、遺伝的及び／又は生化学的構成要素の利用を伴わない生物資源の利用、食料・農業利用目的のITPGR附属書Ⅰ掲載種

＜利用国措置＞

- 他国を起源とする遺伝資源の輸入は附属書Ⅵ所定書式により執行機関の許可が必要。

＜提供国措置＞

- 商業目的（附属書Ⅰ、Ⅱ）／非商業目的（附属書Ⅲ、Ⅳ）に応じ、それぞれ附属書に定める要件に従って手続きを行う。
- 商業目的の場合、附属書Ⅰによりアクセス契約要件に利益配分が含まれる。
- 非商業目的の場合、人間や動植物の健康の緊急事態の場合は附属書Ⅲ、Ⅳの簡略化された手続きが適用される。アクセス契約要件は示されていない。非商業目的アクセス申請者が外国の研究者/研究機関の場合は、アルゼンチン及び/又はその州の研究機関の協力または参加が条件。

◆アクセス手続

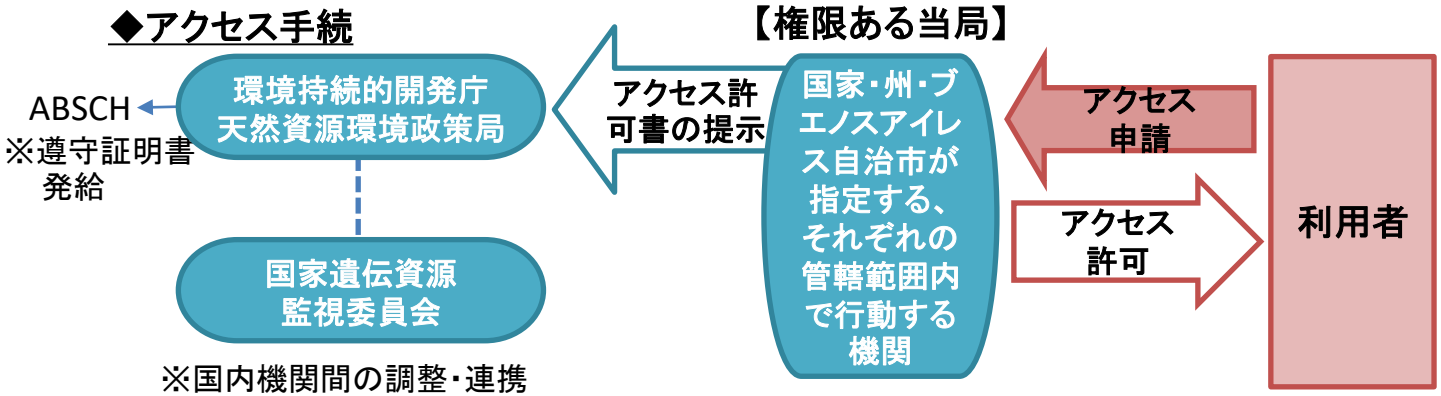

※手続き、記載要件、許可・合意要件は附属書による。
・商業利用：附属書Ⅰの要件、Ⅱの書式
・非商業利用：附属書Ⅲの要件、Ⅳの書式

ブータン（提供国措置）

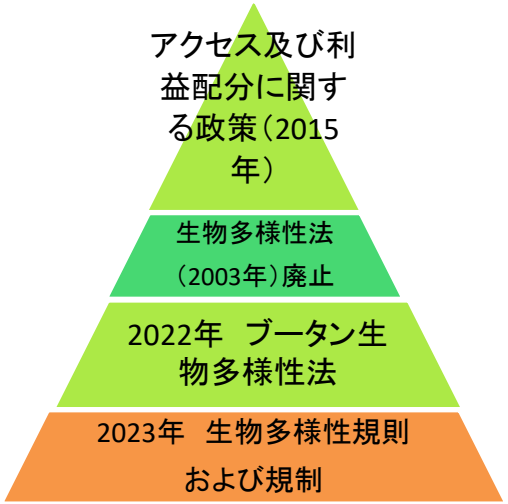

◆適用範囲

・ブータンの遺伝資源、その派生物、関連する伝統的知識の研究及び商業利用（ヒトの遺伝資源は適用除外）

・**遺伝資源**：遺伝の機能的単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する全ての素材を指し、遺伝資源の生化学的な構成、遺伝情報、有機体および派生物における遺伝因子の作用に関する知識を含む。

・**遺伝資源に関連する伝統的知識**：生物資源および遺伝資源またはその一部の利用、特性、価値、およびプロセスに関するコミュニティまたは個人の知識、イノベーション、慣行を意味する。

◆権限ある当局

・ブータン王国政府 農業・畜産省

◆利益配分

・申請手数料や遺伝資源の研究及び商業利用から生ずる金銭的利益を受領するため、ブータンABS基金が設置される。その資金は、生物多様性の保全や持続可能な利用、及び地方の生計改善に使用

◆罰則

- スコーピング契約　Nu 45,000.00の罰金およびNu 450,000.00の賠償金
- アクセス及び利益配分契約　Nu 45,000.00の罰金およびNu 900,000.00の賠償金
  もしくは、上記2項目に対し、罰金および賠償の賦課日の実勢レートで相当額を米ドルで支払う義務
- 試料移転契約、標準試料移転契約の場合は、Nu 5,000.00の罰金
  または罰金および賠償の賦課日の実勢レートで相当額を米ドルで支払う義務を負うものとする。

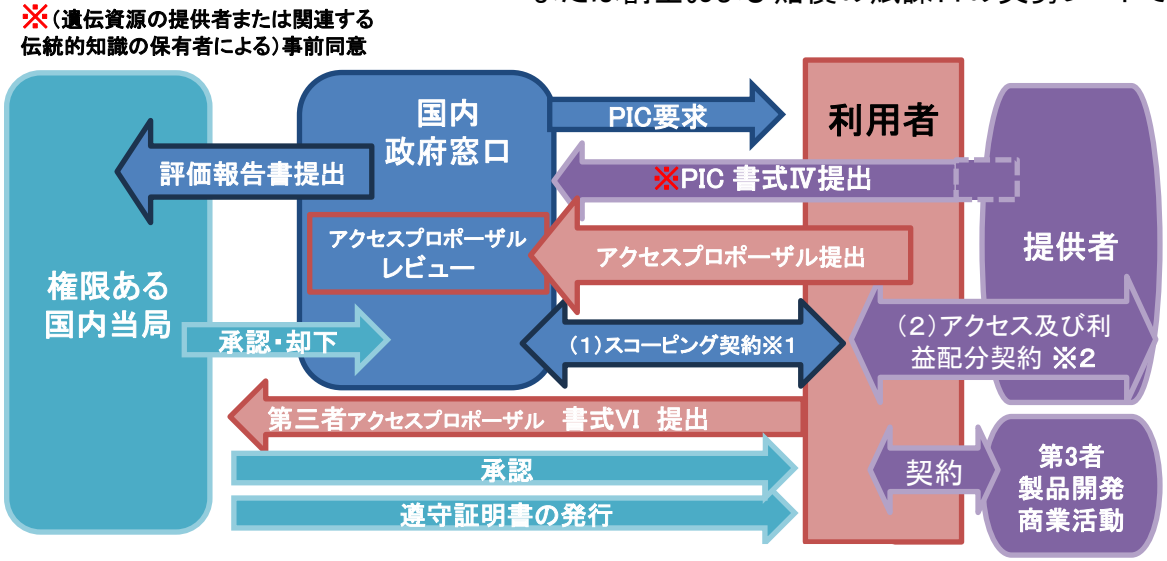

※1商業目的の初期予備段階の研究および開発に関する目的において締結
※2商業目的の研究・利用の場合　（1）若しくは（1）→（2）の順で締結

◆アクセス手続

事前同意制度

•国内政府窓口は、スコーピング契約またはアクセス及び利益配分契約の締結に先立って、規則に定めるとおり、遺伝資源の提供者または関連する伝統的知識の保有者による事前同意を求める。

- 利用者は、国内政府窓口に対し遺伝資源に関する**アクセスプロポーザル**※を、該当する場合は手数料と併せて提出。

※遺伝資源または関連する伝統的知識、あるいはその両方へのアクセスを求める申請のこと

- 遺伝資源へのアクセスは、次のいずれかの手続を通じて行われる

(1) スコーピング契約
(2) アクセス及び利益配分契約
(3) 試料移転契約
(4) 標準試料移転契約

エクアドル（提供国措置）

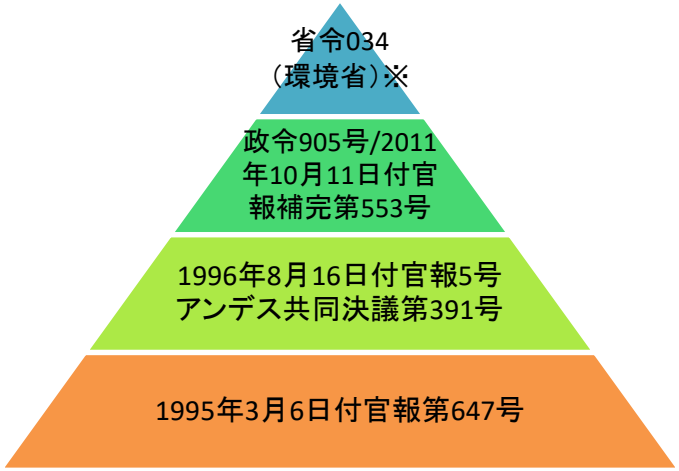

※科学研究に限定した利用に関して規定

◆適用範囲

・遺伝資源、その派生物、これに関連する無形の構成要素及び自然の摂理に従い、国内に滞在する移動性野生動植物種の遺伝資源

◆権限ある当局

・権限ある当局：国家環境局

・審査機関：国家環境局に対し、技術面の助言・支援を行う（農牧水産省、国民・社会運動・市民参加庁、国立高等教育・科学・技術及びイノベーション庁、国立農牧研究院、国立水産研究所及びエクアドル知的財産機関）

◆利益配分

・アクセス契約において利益配分を規定

・ロイヤリティ：商業化により生ずる金銭的価値の一定割合を国が受け取る利益

◆罰則

・無許可の遺伝資源アクセス、遺伝的侵食（遺伝的多様性の喪失又は減少）、及び遺伝資源の損失に対して、3～5年の禁固刑（商用目的による無許可のアクセスは3割増しの刑罰）

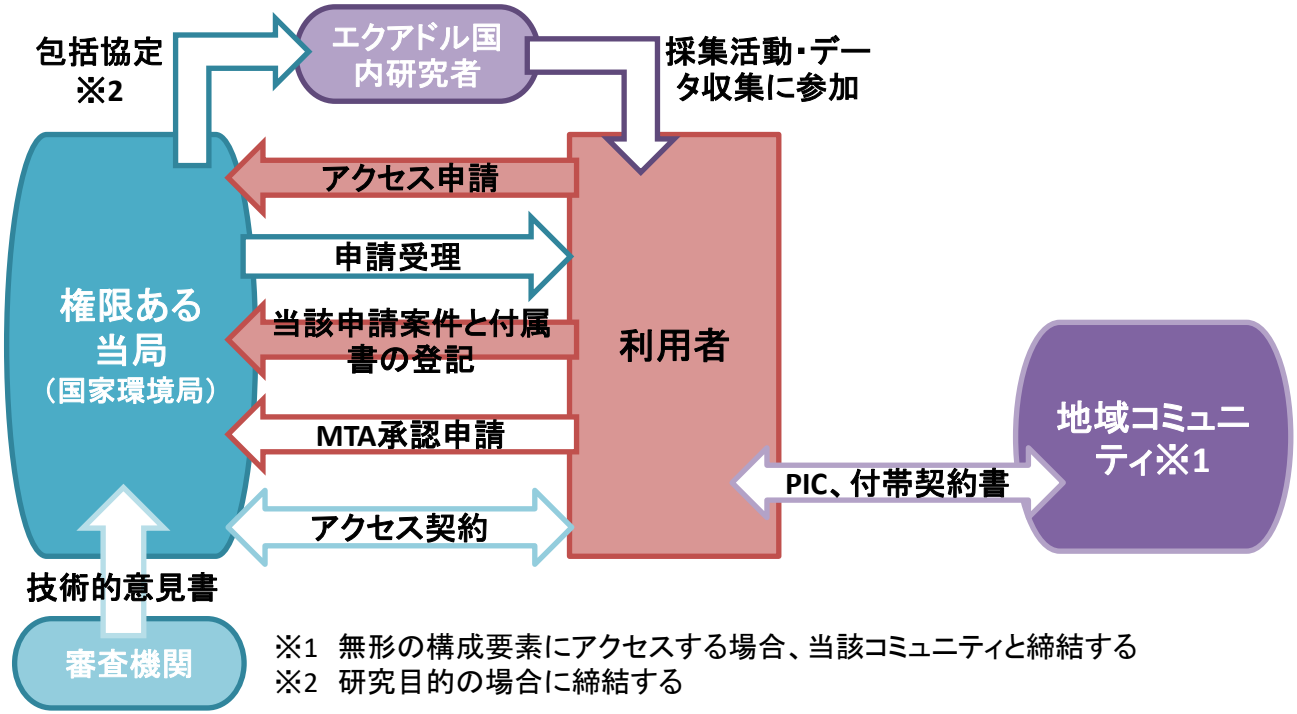

※1　無形の構成要素にアクセスする場合、当該コミュニティと締結する

※2　研究目的の場合に締結する

◆アクセス手続

・アクセス申請提出後から20日以内に審査され、この期限を超えて国家環境局から異論が表明されない場合は、受理されたとみなす

・アクセス申請が所定の要件を満たさない場合、申請者は30日以内に修正する（1回限り、15日延長可能）

・研究目的のアクセスは、包括協定を締結する。包括協定で保護された研究成果は、商用目的で利用できない

・研究利用の場合、遺伝資源アクセスに関する枠組み契約の有効期間は最大3年（2年間延長可）

グアテマラ（提供国措置）

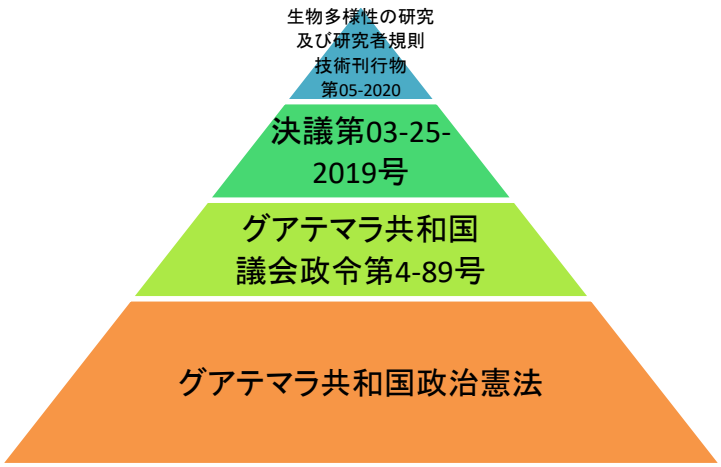

＜提供国措置＞

◆適用条件

グアテマラ共和国の全土において一般的に適用される。

◆適用条件

研究は科学目的と商業目的の2カテゴリーに分かれ、さらに以下の条件により異なる要件が適用される。

・収集を伴わない。
・一時的な収集を伴う。
・恒久的な収集を伴う。
・生息域内又は生息域外での収集を伴う。
・遺伝資源の取得の機会を伴う。
・遺伝資源、及び生物多様性の利用に関連する祖先の及び/又は伝統的知識の機会を伴う。

◆アクセス手続

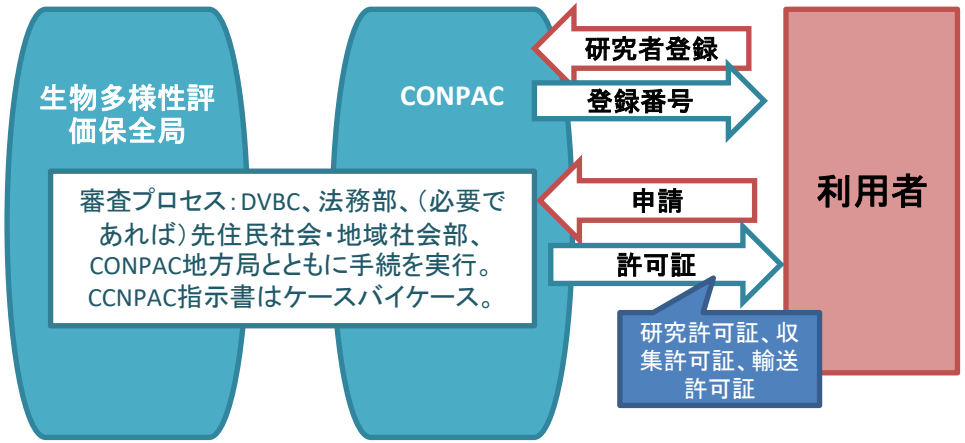

◆利益配分

・特許取得、商業化し得る成果を得た場合、締結契約にしたがって共有。
・いかなる場合も50%以下であってはならない。

マラウイ（提供国措置）

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・研究、開発及びバイオトレードを目的とした、全ての生物資源、情報及び生物資源の利用に関連する伝統的な知識へのアクセス及び利用に適用。

・実施する活動が、生物資源の採取及び輸出、伝統的な知識の利用並びに／又は遺伝情報若しくはあらゆる形態のDNA／RNA塩基配列若しくは生物資源に関連する任意の形式の塩基配列データの利用に関与する場合、アクセス及び／又は輸出の許可が必要。

・生物資源及び／又はそれらに関連する伝統的な知識及び／又は商業目的のために考え得る研究を含め様々なステップが関与する分析及び海外調査及び／又は研究を含めたその他の形態の情報の利用のために輸出許可を申請する場合、ABS契約が必須。

◆権限ある当局

・資源によって、森林局、マラウイ森林研究所（森林資源）、国立公園及び野生生物局（公園及び野生生物資源）、畜産衛生局（家畜）、水産局（水産資源）、農業省（ITPGR附属書1掲載の農業関連資源）、国家科学技術委員会（研究目的のあらゆるアクセス）、環境問題局（コレクション、博物館、ITPGR附属書1以外の農業関連資源、地域社会の生物資源、微生物、外来種、伝統的知識、塩基配列、塩基配列データの利用、その他）。

◆罰則

・有罪判決として25,000,000クワチャの罰金及び12年の禁固。

・ただし、罰金の決定において、裁判所は遺伝又は生物資源の価値を考慮する。

◆アクセス手続

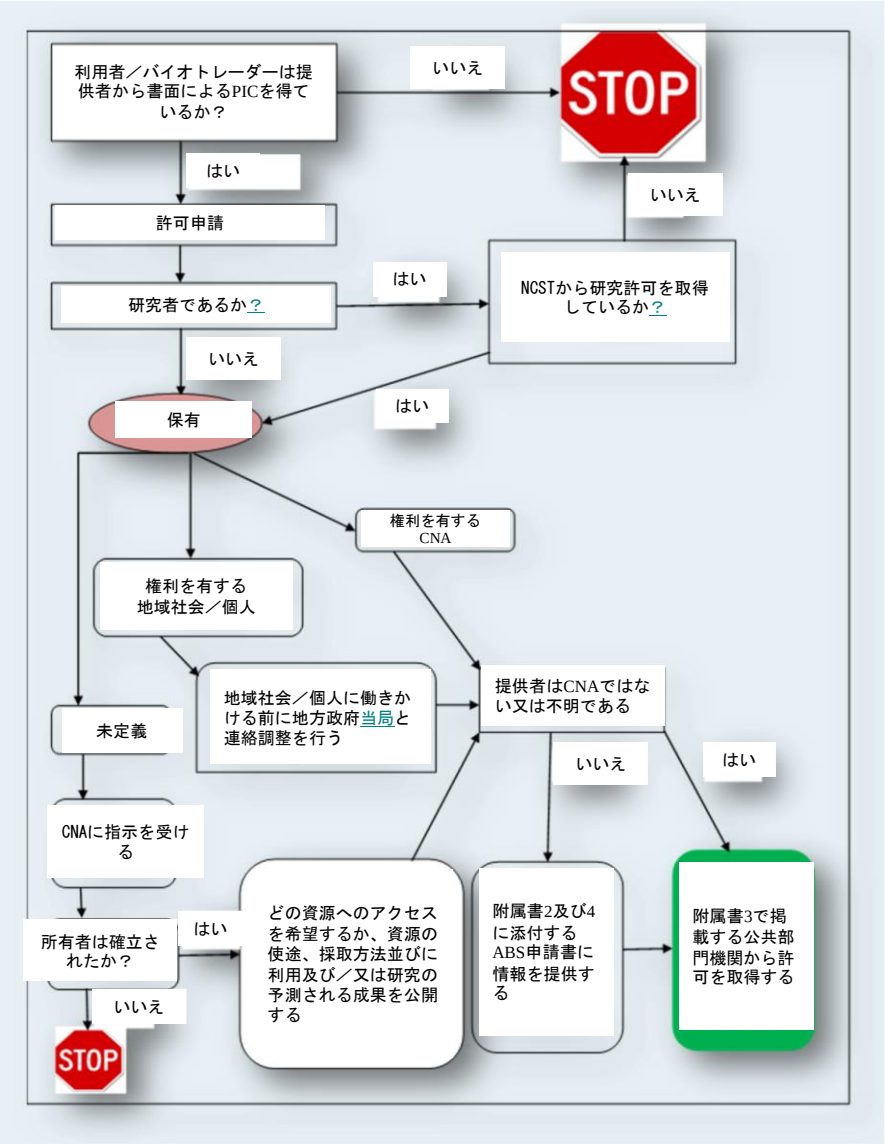

パラオ（提供国措置）

◆根拠法

・パラオ国民法典第24編第50章
（パラオ共和国内における遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス及びその利益の公正かつ衡平な配分及びその他の関連する目的のため国内枠組みを創設する法令）

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・ 遺伝資源及び関連伝統的知識（遺伝資源の定義は名古屋議定書を踏襲）
・適用対象外：ヒト遺伝資源、コモディティ

◆アクセス手続

・ 所定手続により締結したABS協定で権限が認められない限り、パラオの領土（領海、排他的経済水域を含む）からの遺伝資源の抽出、利用又は研究は禁止

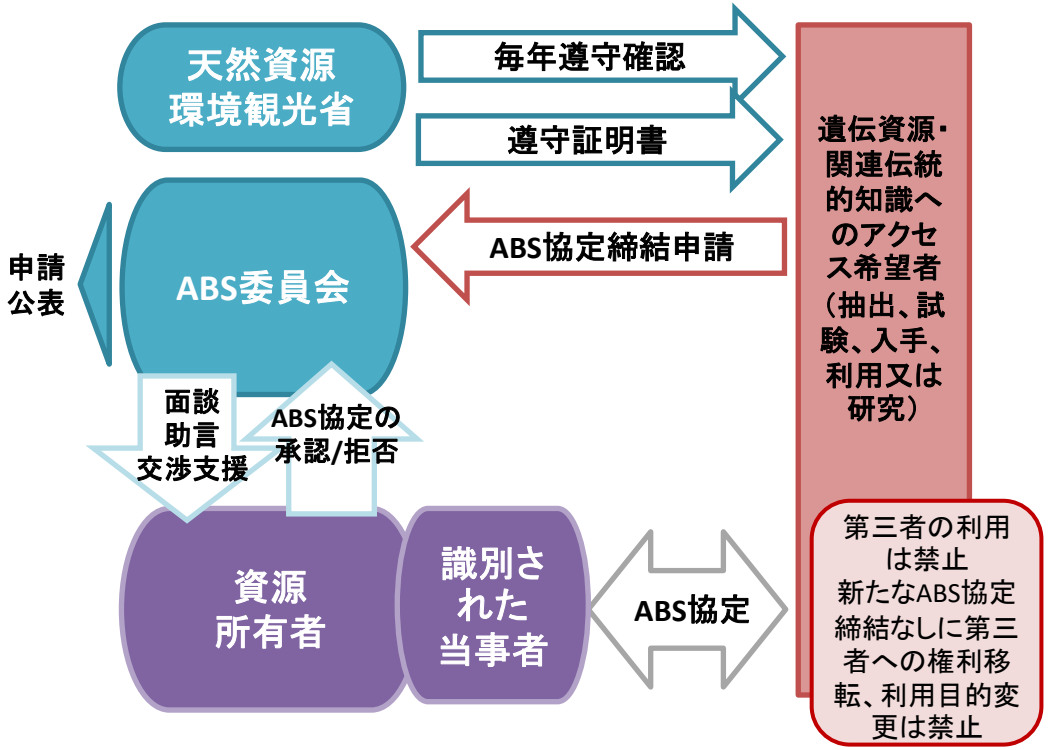

◆利益配分

・ ABS協定で、利益配分に関する契約上の合意が求められる。
・ 遺伝資源の存する場所に応じ、資源所有者が中央政府、州政府、氏族、個人のいずれか推定されることになっている。ABS協定締結の相手方は明記されていないがABS協定の構成要素として当事者の識別が含まれており、推定される資源所有者との間で締結するものと考えられる。
・ 資源所有者に応じ、配分される金銭的利益について、中央政府、州政府、その他の資源所有者の間での分配率が法定されている。中央政府が収納する金銭的利益についてはABS基金として国庫内で独立しABS委員会の活動に充当される。

豪 連邦管轄地（提供国措置）

※豪州は名古屋議定書非締約国

◆根拠法

・1999年環境保護及び生物多様性保全に関する法律（EPBC Act）

※現行法：2021年法律第121号

・2000年環境保護及び生物多様性保全に関する施行規則（EPBC Refulations）

※現行規則：F2020L00913

※オーストラリアでは生物資源に対する権限は州にある（ほか、クインズランド州、北部準州に法律あり）

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・ 豪・連邦管轄地における生物資源へのアクセス（遺伝資源又は生化学化合物に関する研究・開発のために在来種の生物資源を採取すること）

※在来種：オーストラリア（外部準州等含む）を原産地とする/訪れる種

・適用対象外：遺伝資源又は生化学化合物に関する研究・開発以外の目的（当該目的以外の栽培・飼育、先住民権原・権利による採取、一定の遺伝子組み換え生物、育成者権のある植物種、大臣が宣言する特定生物資源・生物資源コレクション、等

◆アクセス手続

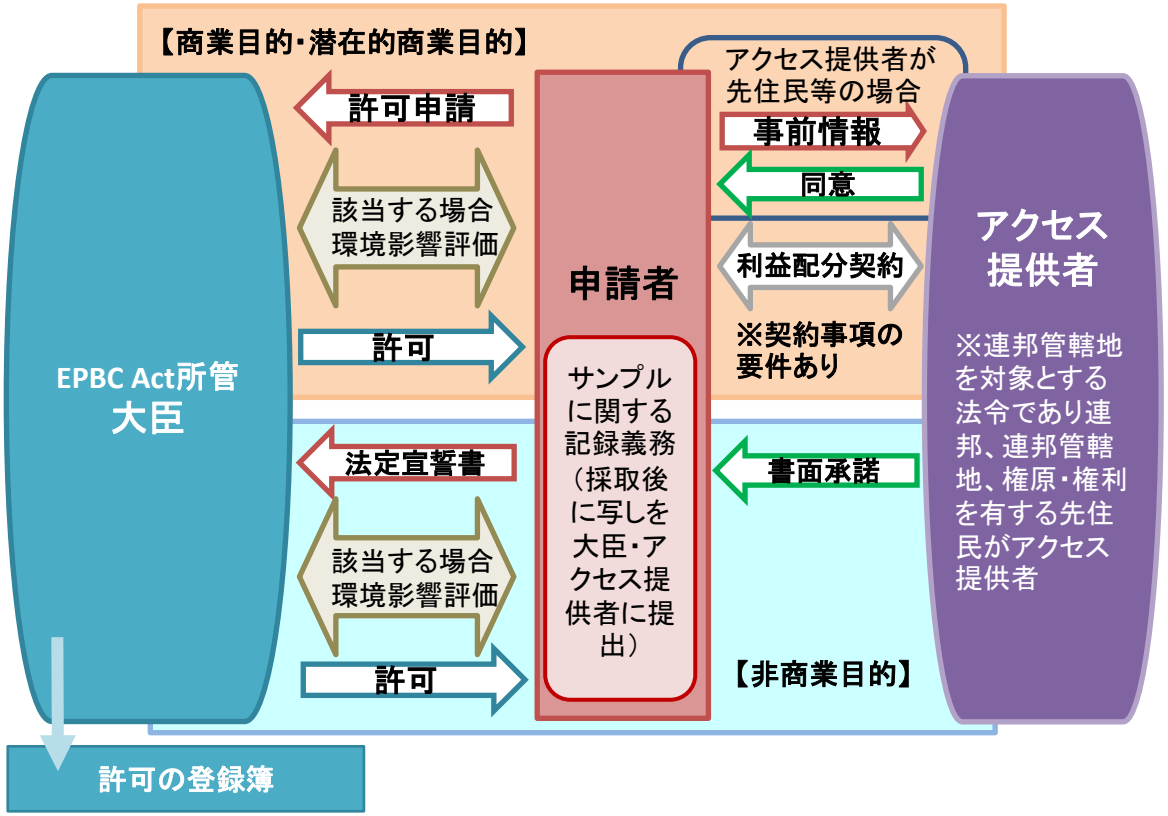

◆利益配分

・ 商業目的、潜在的商業目的の場合には、アクセス提供者との間で利益配分契約を締結する義務がある。契約事項の要件が定められており、許可発給の審査対象である。

・ また、アクセス提供者が先住民等の場合にはアクセス提供者の情報に基づく同意が必要。

バイオプロスペクターは資源アクセス提供者と利益配分契約を締結する義務があり、バイオプロスペクティング目的の生物資源サンプル取得の許可発給要件。

・ 非商業目的の場合には、利益配分契約の締結は求められていないが、立ち入り、サンプル採取・持ち出しについてアクセス提供者の書面承諾が必要。また、商業目的でないこと、アクセス提供者への研究結果報告書提出、サンプルを第三者に移転しない等の条件について法定宣誓書の提出が求められる。

豪 北部準州（提供国措置）

※豪州は名古屋議定書非締約国

◆根拠法

・2006年生物資源法

※現行法：2019年改正

（北部準州におけるバイオプロスペクティングを規定及び規制し、並びに関連する目的のための法律）

・2007年生物資源規則

※オーストラリアでは生物資源に対する権限は州にある（ほか、連邦管轄地、クインズランド州に法律あり）

＜提供国措置＞

◆適用範囲

・ バイオプロスペクティング（生物資源を構成/含まれる遺伝資源又は生化学化合物に関連する研究のために、生息域内外から生物資源のサンプルを取得すること）。

・適用対象外：先住民の伝統的取得、ヒト由来生物素材の取り扱い、バイオディスカバリー（遺伝/生化学資源の発見・活用のための生物資源サンプル・抽出物の研究）目的以外の入手・利用、大臣が宣言する特定生物資源・生物資源コレクション、一般に入手可能なもの、一定の遺伝子組み換え生物、育成者権のある植物種、漁業法に基づく捕獲等。

◆アクセス手続

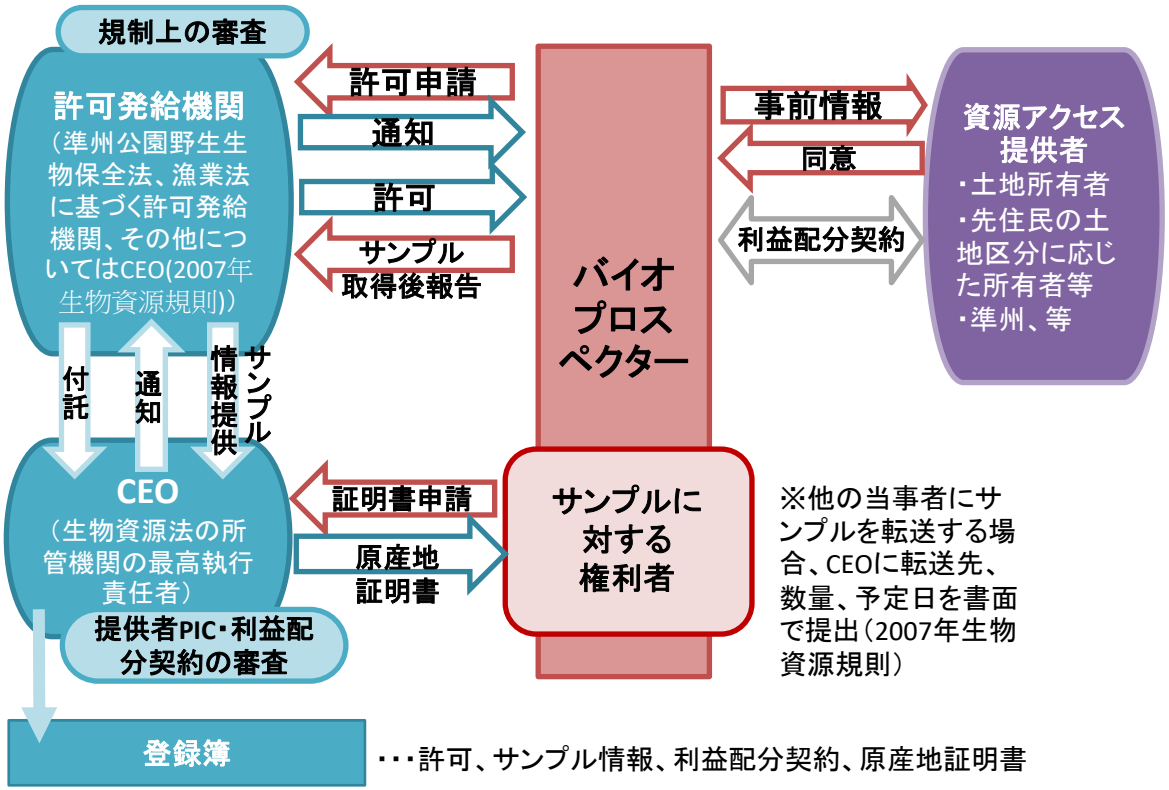

※他の当事者にサンプルを転送する場合、CEOに転送先、数量、予定日を書面で提出（2007年生物資源規則）

◆利益配分

・ バイオプロスペクターは資源アクセス提供者と利益配分契約を締結する義務があり、バイオプロスペクティング目的の生物資源サンプル取得の許可発給要件。

・ 資源アクセス提供者のPICが利益配分契約の成立要件であり、提供者PICと利益配分契約を審査するCEOにより提供者の本法の知識、合理的交渉可能性、十分な協議・交渉時間、法的助言が審査される（提供者が先住民であることも念頭に置かれている）。

◆原産地証明書

・ 北部準州では生物資源法制定当初から許可を与えたサンプルに関する原産地証明書の発給制度を提供。

・ 法令違反で取得した場合も事後に遡及的な利益配分契約を締結することで原産地証明書発給を可能にする制度も含まれ点が特徴。

カメルーン（提供国措置）

◆根拠法令

- 遺伝資源、その派生物、関連する伝統的な知識の取得の機会、及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について規定する2021年7月9日付け法律第2021/014号
- 遺伝資源、その派生物、関連する伝統的な知識の取得の機会、及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する条件及び態様について定める2020年11月25日付け決定第00150 /MINEPDED号

◆権限ある当局

- 環境担当省

◆アクセス手続

◆適用範囲

適用範囲は下記が列挙され、派生物、過去に取得した遺伝資源・関連伝統的知識の現在の利用もPICの対象とされている。国境を越える遺伝資源・関連伝統的知識の関係先住民・地域社会の参加、関係国との協力についても規定される。

- 自国の領土内における、遺伝の機能的な単位を含む植物、動物及び微生物由来の遺伝資源、又はその他全ての遺伝資源の利用の機会
- 個人又は先住民及び地域社会が保持するものを含む関連する伝統的知識の取得の機会
- 開発又は商業目的での、遺伝資源、関連する伝統的知識、研究成果の第三者への移転
- 遺伝資源、その派生物及び／又は関連する伝統的知識の利用に関する知的財産権の取得
- 遺伝資源に関する国際協力及び国境を越える要素
- 過去に取得した遺伝資源及び／又は伝統的知識の現在の利用
- 遺伝資源の保全

＜適用除外＞

- 生物資源で、その利用が遺伝資源の活用を目的としたものでないもの
- 先住民及び地域社会において、伝統的、文化的、精神的又は慣習的な枠組みの中で利用又は交換される、生物資源及び関連する伝統的知識

利用（右記）のための遺伝資源、その派生物及び／又は関連する伝統的知識の取得機会はPICが必要　（PIC有効期間は1年間で更新制）

※ITPGR附属書掲載種、人・動植物の健康上の緊急事態時の緩和・迅速化は別途定められる。

＜利用に関する活動＞
- 基礎研究
- 生物資源探査調査
- 研究ー開発
- 商業化
- 遺伝情報の利用
- 知的財産権に関する問題
- 教育
- 遺伝資源目録

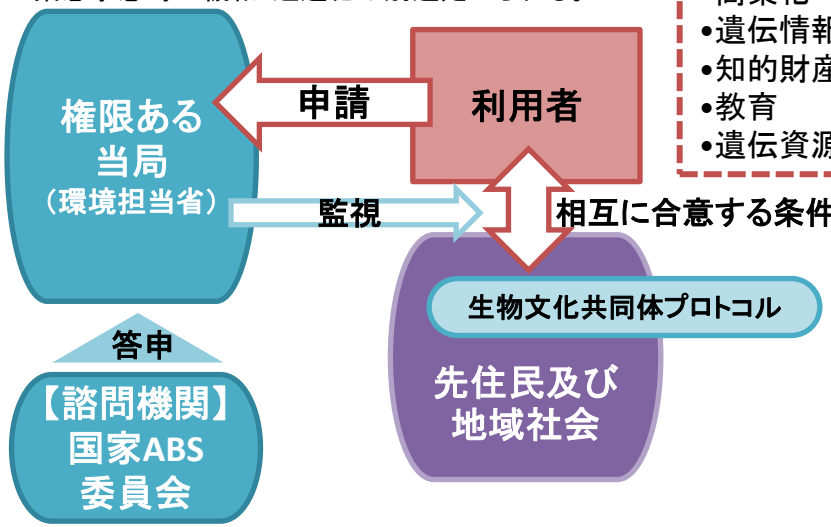

◆利益配分

- 金銭的、非金銭的利益配分が含まれ得る（双方の例示が規定）
- 提供者は「遺伝資源の保持者としての国家、又は遺伝資源に関連する伝統的知識の保持者としての先住民及び地域社会」と定義されるが、遺伝資源・関連伝統的知識利用前・利用中・利用後に様々な受益者に割り当てることが規定。

◆罰則

- 法律第2021/014号に定める義務違反、PICや相互に合意する条件に定める義務の不遵守は行政罰の対象（違反に寄与した物、違反から生ずる成果物の差し押さえ・没収など）
- 情報に基づく事前の同意又は相互に合意する条件なしに、遺伝資源、その派生物及び／又は関連する伝統的知識を利用するあらゆる者等について刑罰の対象
- その他、法律第2021/014号の違反は、行政上・刑事上の責任に影響を与えることなく民事責任の成立事由となる

タイ（研究実施許可）

※名古屋議定書非締約国

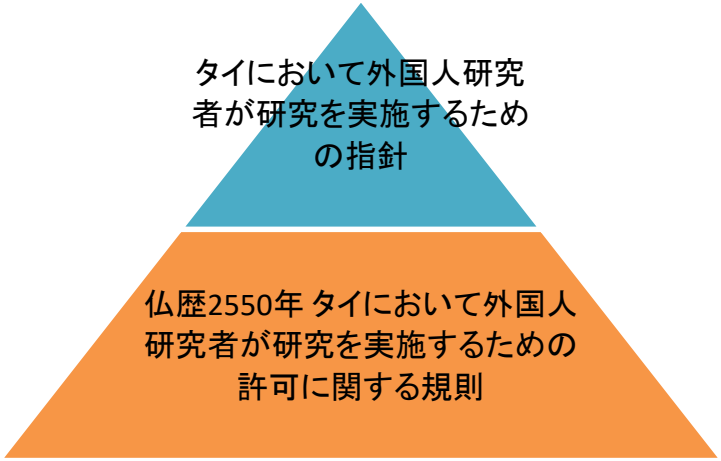

＜研究実施許可＞

◆区分

・タイでの外国人の研究については、以下の4パターンに区分され、研究許可申請の手続が異なる。

区分1：タイ政府との援助事業又は協力事業に基づき、タイにおいて研究を実施する外国人研究者

区分2：タイ政府の1部局及び外国組織間の協力合意に基づき、タイにおいて研究を実施する外国人研究者。各組織が署名した覚書 (MOU) を含む証明書が求められる。外国人研究者がタイ政府組織又は政府学術機関とともに研究を実施する場合、当該組織からの推薦状が必要とされる。

区分3：外国の大学における学位課程の卒業要件を満たすために、タイにおいて研究を実施する外国人研究者

区分4：上記3つの区分に定めるものとは異なる資格を有する外国人研究者。

◆アクセス手続

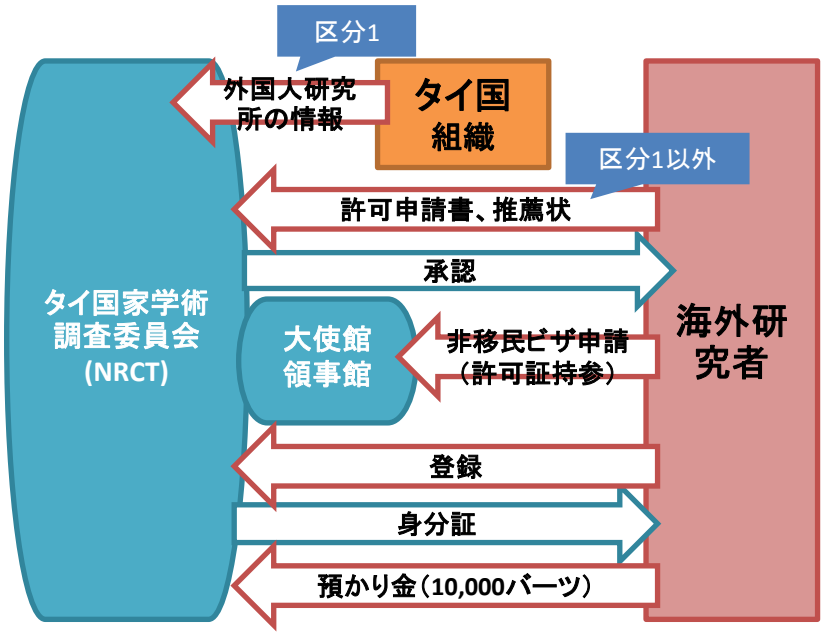

◆研究終了後の報告、試料の輸出

・研究終了後は、タイを出発する前に、英語又はタイ語で活動の概要報告書をNRCT及び関連するタイ人研究者に提出する必要がある。

・研究の過程で採取した全ての試料をNRCT及び／又は連携するタイの組織に返却する。実験や分析のために試料を国外に持ち出すことが必要である場合、当該試料を輸出することができる前に、NRCT又は連携するタイの組織からの許可が必要とされる。

各国の措置比較①

- 国によっては名古屋議定書より広い範囲を対象としていることに留意。
- 議定書締約国でも措置がない国の多くが措置整備を検討中。

適用範囲

＜対象とする資源や利用行為＞

- 名古屋議定書の範囲（EU、スイス、スペイン、韓国）
- 名古屋議定書の範囲＋国内におけるコレクションの新しい利用（フランス）
- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用／商業利用のための生物学的調査・生物学的利用／生物資源、知識の第三者への移転／研究成果の外国人・法人等への移転／国内外での知的財産権の出願（インド）
- 商業、非商業目的の研究開発のための生物資源へのアクセス（マレーシア）
- 利用国措置の遵守範囲は提供国のPIC対象の範囲（ノルウェー）　※遺伝情報や派生物も対象になりうる
- バイオプロスペクティング (BP)（生物資源の研究、収集、及び利用であって、それにより得られた知識を商業用にのみ利用することを目的とする）／科学的研究を目的とした生物資源の収集と利用（フィリピン）
- 在来生物資源が関わるBPにおける探査段階又は商業化段階、又はその他の研究を目的とした在来生物資源の輸出（南アフリカ）
- アクセスの定義は、遺伝遺産又はそれに関連する伝統的知識についての研究又は技術開発（ブラジル）
- 遺伝情報についても適用範囲に含む（ブラジル、マレーシア、インドネシア、ブータン、マラウイ）
- 派生物についても適用範囲に含む（アフリカ連合、ブラジル、インド、マレーシア、南アフリカ、パナマ、インドネシア、ペルー、エクアドル）
- 遺伝資源の無体要素（無体財産）も適用範囲に含む（ケニア、ペルー）

＜コモディティー（遺伝資源として利用されないもの）の扱い＞

- 利用を意図せず、名古屋議定書第2条の定義による遺伝資源として提供されない場合、ABS国内法令等から除外（アフリカ連合）
- 対象外とする「商品として通常取引される生物資源」をリストアップ（インド）
- 食用のための取得はアクセスに含まない（マレーシア）
- 直接利用を目的とする従来型商業消費は対象外（フィリピン）
- バルク商品として使用される遺伝資源は対象外（マルタ）
- 食材又は既知生産財の原料としての選別されない大量の生物資源利用（コモディティ）は対象外（パナマ）

各国の措置比較②

生物多様性保全への貢献について規定している例

- 国内法を通じて生物多様性保全、持続可能な利用の促進、先住民及び地域社会の生計改善に向ける／金銭的支払を生物多様性の持続可能な利用と保全のために直接向ける（アフリカ連合）
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう、利用者及び提供者に奨励 (EU)
- 生物多様性基金を生物資源の保全と振興、生物資源・知識の提供地の発展に使用（インド）
- 基金を生物多様性保全等に使用（マレーシア）
- 野生生物管理基金で、野生生物法の違反行為から影響を受けた生息地の回復・復元や、科学的研究・モニタリング等を支援（フィリピン）
- 国が得た利益は生物多様性基金に入り、生物多様性保全等に振り分け（スペイン）
- 国が得た利益は遺伝資源及び生物資源へのアクセスのための特別会計に入り、生物多様性保全や遺伝資源に関する教育訓練等に使用（パナマ）
- 申請手数料や遺伝資源の研究・商用利用で生ずる金銭的利益の受領先としてABS基金を設置し、生物多様性の保全や持続可能な利用、及び地方の生計改善に使用（ブータン）

各国の措置比較③

利益配分について規定している例

- 年間純利益の1%（ブラジル）
- 年間総販売出荷額の0.1-0.5%程度を支払（インド）→一部基金へ
- バイオプロスペクティング料、前払金、ロイヤリティ（製品総売上の2%以上）（フィリピン）
  →国が得た分は野生生物管理基金へ
  →連邦政府、州当局、連邦管轄地以外の提供者の場合、基金に金銭的利益の1%
- 提供者と利用者が協議（南アフリカ、韓国、マダガスカル、マレーシア）
- 利益配分局の介入によりロイヤリティを決定（ケニア）
  →ロイヤリティの20%はソブリン・ウェルス・ファンドへ（さらにその40%が天然資源基金へ）
- 基礎研究又はバイオプロスペクティングの場合は研究予算の最大10%を提供者に預託、経済利用の場合は利用者が獲得するロイヤリティの最大50%を提供者に支払う（コスタリカ）

先進諸国における提供国措置の導入・検討状況等①

国	CBD	NP	提供国措置			制定	提供国措置の導入・検討状況、措置の特徴等
			GR	TK	エリア		
フランス	○	○	○	○	（限定なし）	2016	● 非商業目的等の遺伝資源取得の届出制、商業目的及び関連伝統的知識利用目的の許可制が導入。関連伝統的知識の取得時の住民社会のPIC・利益配分契約手続も規定。 ● 飼育種・栽培種と近縁野生種は規制対象外。 ● 許可制での金銭的利益配分率上限は対象遺伝資源の製品から得られる年間収入（売上高）の5%以内。 ● 既に取得したコレクションからの取得も商業目的の「新たな利用」が規制対象となる。
スペイン	○	○	○		（限定なし）	2015	● 野生分類群由来の生息域内及び域外の遺伝資源の取得の許可制が導入。非商業目的の場合は簡素化された手続となる。 ● 分類学目的は規制対象外。 ● 国家中央当局管轄（海洋,国有地,国の保存機関等）以外は地方自治体が当局。
ベルギー	○	○	○	○	● ワロン地方	2020	● ワロン地域行政府による提供国措置が導入。遺伝資源及び関連伝統的知識の取得に際しての利益配分要件が課される。
フィンランド	○	○		○	● サーミ議会が管理するサーミの関連伝統的知識	2016	● サーミ議会が管理するサーミの関連伝統的知識の取得のみを対象とする提供国措置を導入。当局への申請と当局が承認するサーミ議会とのMAT設定が課される。
スイス	○	○	△		（限定なし）	2015	● PIC制度は導入していないが、利用者に取得等に関する情報の記録・保存・後続利用者への伝達を義務付け、製品商業化前の連邦環境局への情報届出義務（非商業目的は任意）を課す。
ノルウェー	○	○	検討	△	－	2009	● 自然多様性法及び海洋資源法で自然環境由来の遺伝素材の国家的管理や取得の許可制の授権規定がある。両法に基づくバイオプロスペクティング行政規則（案）が作成されたが未制定。 ● 行政規則で遺伝素材関連の伝統的知識の取得時の先住民・地域社会の同意や当該知識の尊重のみ課している。

※CBD,NP：それぞれ生物多様性条約、名古屋議定書の締約国
※GR,TK：それぞれ遺伝資源に関する提供国措置の有無、関連伝統的知識に関する措置の有無

先進諸国における提供国措置の導入・検討状況等②

国	CBD	NP	提供国措置			制定	提供国措置の導入・検討状況、措置の特徴等
			GR	TK	エリア		
韓国	○	○	○	○	（限定なし）	2017	● 外国人・在外国民等を対象に遺伝資源及び関連伝統的知識取得の届出制を導入。国民の届出は任意（国内取得を示す必要がある場合など）。 ● 提供者と利用者間の公正・衡平な利益配分合意義務が規定。 ● 関連法令による承認・許可があれば本届出とみなされる。
オーストラリア	○		○	○	※立法措置は下記 ● 連邦管轄地 ● クインズランド州 ● 北部準州	2002（連邦政策）	● 先進国で最も早く提供国措置の検討・導入が進められ、議定書採択以前から措置が講じられている。 ● 生物資源は州に権限があり、2002年国家統一アプローチ（環境保全と利益配分促進双方を重視する連邦政策）の下、各州が定める。立法措置は連邦管轄地、クインズランド州、北部準州のみ。 ● 連邦管轄地及び両州に共通するのは、研究開発目的の生物資源が存する土地所有者（アクセス提供者：先住民の場合を含む）との利益配分契約の締結（先住民の場合そのPIC）を義務付け、許可発給要件とするのが特徴。 ● 連邦管轄地では商業目的と非商業目的で手続が区分され、前者の場合の利益配分契約の任意のひな型も提供される。 ● クインズランド州では対象を固有生物素材（州の固有種）に限定。また、先住民の伝統的知識の利用に関する法改正プロセスが進捗し2021年に伝統的知識行動規範の運用開始。 ● 北部準州は制定当時から原産地証明書発給制度（事後の遡及的利益配分契約による発給も可能）がある。
カナダ	○		検討	検討	－	－	● 議定書採択以前から遺伝資源や伝統的知識に関する提供国措置を検討しているとされるが先住民との調整等から未制定。 ● 現在も検討中とされるが詳細は不明。
米国			△		● 国立公園	1998	● 米合衆国内務省国立公園局の権限により研究許可制と商業的価値のある研究成果について利益配分契約交渉を行う制度を運用。 ● 運用事例をもとに2013年に利益配分政策（局長命令）を策定、2014年に手続ガイダンス（ハンドブック）を作成。

※CBD,NP：それぞれ生物多様性条約、名古屋議定書の締約国
※GR,TK：それぞれ遺伝資源に関する提供国措置の有無、関連伝統的知識に関する措置の有無

（参考） ABSによる生物多様性保全への貢献例

個別の契約事例

（参考） https://www.cbd.int/abs/casestudies
http://www.abs-initiative.info/uploads/media/ABS_Best_Practice_Pacific_Case_Studies_Final_01.pdf

国・遺伝資源	契約主体	生物多様性保全等への貢献
コスタリカ・ 遺伝資源全般	提供者：InBIO （国立生物多様性研究所） 利用者：多国籍企業等	遺伝資源探索により金銭的利益の一部として1991年～1998年の間に250万ドル以上が支払われ、そのうちの約80万ドルを保護地域管理に還元
ケニア・微生物	提供者：ケニア野生生物公社 利用者：ノボザイム社	製品化による金銭的利益の保全活動への充当、微生物探索の研究施設整備、研修の実施、国立公園の生物相データの共有
サモア・樹木	提供者：サモア政府 利用者：カリフォルニア大学・ AIDS研究機構	学校建設資金を目的に森林伐採が進められたことから、金銭的利益を学校建設や森林探索路整備等に充て、対象地域を保護地域に指定

ABS制度に位置づけた例

（参考） 各国法令、UNEP/CBD/ABS/A10/EM/2016/1/3、http://www.newindianexpress.com/cities/bengaluru/Shortage-of-Funds-for-Biodiversity-Registers/2015/10/03/article3060084.ece

国	制度	生物多様性保全等への貢献
フィリピン	生物探索活動ガイドライン	政府機関に支払われた生物探査料を協定内容に応じて野生生物管理基金や保護地域基金に繰り入れることができる。
ブラジル	2015/5/20の法令13/123号	配分された金銭的利益について利益配分国家基金を通じて生物多様性の保全、コレクションの維持、自然環境調査等へ配分。
メキシコ	検討中のABS法令	遺伝資源保全・持続可能な利用基金を立ち上げ、生物多様性保全へ還元することを検討中。配分方法等について議論中。
インド	2014年ABSガイドライン等	過去数年で企業と200件以上契約し、4億円以上を地域へ還元。

ABSの枠組みを生物多様性保全へ活用した例

（参考）https://www.thegef.org/projects-operations/projects/5170

・フィジーのNPIF事業では遺伝資源探索の枠組みを海洋保護区の地域住民による管理計画策定に活用

環境省Webサイト ＜諸外国の関係法令等（環境省暫定訳）＞

ABS 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

文字サイズ 小 中 大

環境省 Ministry of the Environment

名古屋議定書について | 我が国の国内措置について | 諸外国の制度について | 参考リンク・お問い合わせ先 | English

Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization

諸外国の制度について

外国の遺伝資源を取得する際には、相手国のABSに関する制度に従う必要があります。環境省では、国内関係者の参考となるよう、諸外国の関係法令等の和文仮訳を順次作成し、掲載しています。

注意事項

- 掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- 最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
  - ABSクリアリングハウス－各国のフォーカルポイント （リンク：生物多様性条約事務局）
- 各法令等の名称の末尾に、当該文書又は官報等の掲載文書の記載に基づき、公表された年月を括弧で示しています。また、翻訳時点で案段階であった法令等については、名称の先頭に【案】を付しています。

新着・更新情報

2017年05月　ケニア、ドミニカ共和国、ノルウェーの法令を掲載しました。
2017年02月　スウェーデンの法令を掲載しました。

参考資料

- 諸外国の国内制度について [PDF 1,534KB]

※国連の地域グループに基づき分類し、アルファベット順に掲載しています。

アジア・大洋州 | アフリカ | ラテンアメリカ カリブ海 | 西ヨーロッパ その他 | 上記5グループ以外

・翻訳を行った法令等について環境省暫定訳として掲載
・各PDFに原文リンク記載

http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign_measures.html